

令和2年9月9日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和2年9月9日(水) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	神原 宏一
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

おはようございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、5番 中野 一郎 君・12番 渡邊 美喜子 君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに、5番 中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

皆さん、改めてお早うございます。

5番 中野 一郎でございます。よろしく申し上げます。

本日、次の3点について質問致します。

まず1番目、監査機能の充実強化について、2番目、墓地の整備について、3番目、救急搬送の課題と対策について、以上3点について質問致します。

まず、1番の監査機能の充実強化についてです。

監査による監査機能を高めることを目的に、地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に平成29年法第54号として公布されました。

平成29年地方自治法改正は、地方公共団体のガバナンスの適正性確保に向け、かなり大きなインパクトがありました。その枠組みは3つあって、そのうちの1つが監査委員による監査の強化であり、総務省の支援による監査基準の策定、研修等を通じた監査委員の専門性の強化、執行機関等に監査結果の回答を求める勧告制度の創設であります。また、平成29年改正の地方自治法では、監査基準は監査委員が定めるものとするされました。

多度津町でも、令和2年3月9日付で多度津町監査委員監査基準が制定されています。

一方、全国各地の地方公共団体、これは香川県内の近隣市町も含めてですけれども、において、財務に関連する不正とか補助金の流用といったことが問

題になっています。不正事件を起こした者に対する批判は当然であります
が、監査委員は一体何をしていたのだ、監査権は十分機能していないのでは
ないかという批判も聞こえてきます。

このような中で、多度津町においてはこのような不正事件が発生していない
ことは幸いではあります、監査を執行され、その結果は議会にも報告され
ておりますけれども、監査機能を強化する意味から2点ほどお伺いします。

まず1点目が、不祥事が起きない体制づくりについて。

この中で、4点ほどお伺いします。

まず1番として、通帳及び印鑑の適正な管理についてということで、多度津
町会計規則第44条の中に、出納機関の印鑑及び小切手帳は不正に使用される
ことのないようにそれぞれ別の容器で厳重に保管しなければならないと定め
られています。この中の「容器で厳重に」という言葉は非常に曖昧で、「施
錠できる金庫等に」という言葉に代える必要があるのではないかと思います。

町役場の中では、町の公印以外でも各課等が所管する機関・審議会等、若し
くは町が事務局または構成員・外部団体の団体印・職印・個人印等の印鑑が
使用されています。

印鑑は施錠可能な金庫等で保管し、不正に現金を引き出せないよう、通帳と
印鑑は異なる場所で保管する（公金取扱要領を定めている市町村では、少な
くともこのような記載があります）と考えますけれども、不正が起こらない
ために、多度津町としてどのように考えられるか町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の通帳及び印鑑の適正な管理についてのご質問に答弁をさせてい
ただきます。

会計規則第44条第2項では、「容器で厳重に」と規定をしておりますが、本
町の出納機関の印鑑及び小切手帳は、施錠のできる金庫で異なる場所に厳重
に保管をしております。また、協議会、協会、実行委員会等の本町が事務局
や幹事長として各担当課が取り扱っております印鑑や小切手帳につきましては、
準公金取扱要綱第6条第4号で、準公金に係る通帳及び印鑑は、金庫
等、施錠が可能な場所に保管すること。この場合において、通帳及び印鑑は
異なる場所に保管することと規定をしており、各課において規定どおりに保
管をしております。

中野議員ご指摘の、会計規則第44条第2項の「容器で厳重に」の表現を「施
錠のできる金庫等に」に改正することにつきましては、現在、不正行為が行
われぬように通帳及び印鑑の取扱いができておりますので、他に改正する
必要が生じた際に、併せて改正をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、各業務に潜むリスクの再点検についてお伺いします。

現金による公金の支出を判断できたり、たとえ管理職であっても公金の収入・支出に係る事務を1人の職員で完結させていたりするなどの業務の洗い出しが必要ではないでしょうか。また、それらの業務の中のリスクの想定ができないか、あるいは不適切な場合があれば、二重チェック等が機能するように手順を見直す必要があると考えます。不祥事を発生させないためにも業務点検を実施しておく必要があると思いますが、業務点検についての考えをお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の各業務に潜むリスクの再点検についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公金の支出につきましては、防犯上や不正行為防止の観点から、原則現金での支出は行っておらず、支出の伴う業務を行う担当課で支出の原因となる工事業務、物品の納入等に関する契約について、支出負担行為の決裁を受けた後、これらの行為の完了確認の決裁を受けた上で、支出のための書類、支出命令書を作成して担当課で決裁を行います。決裁終了後、支出額に関係なく全ての支出命令書を出納室に提出して、出納室において支出内容などの審査、決裁を行い、債権者に口座払い等の方法で支払い事務を行います。また、公金の収入事務につきましても、収入の伴う業務を行う担当課で収入のための書類、調定書を作成して担当課で決裁を行います。決裁終了後、調定書を出納室に提出して、出納室において内容などの審査、決裁を行い、徴税などの収納金を受け入れる事務を行っておりますので、収入、支出に係る事務を1人の職員で完結することはなく、担当課での決裁、出納室での審査、決裁と、二重チェックが機能する手順となっております。また、町議会などの本町が事務局や幹事長として各担当課が取り扱っている準公金につきましては、準公金取扱要領第6条第2号において、準公金の収入または支出に際しては、現金出納簿、収入伺い、支出伺いなどの書類を作成し、準公金管理者の確認を経て、当該準公金に係る決裁権者の決裁を受けること。第3号では、口座の届出印の管理責任者は準公金管理者とし、準公金に係る通帳の管理責任者は会計担当者とすること。第5号では、口座に係るキャッシュカードは原則作成しないこと。第8条では、準公金管理者は、協議会などの幹事に決算報告書及び関係書類を提出し、監査を受けるものと規定されており、準公金につきましても収入、支出に係る事務を1人の職員で完結することはなく、二重チェックが機能する手順となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、3つ目、適正な人事配置、人事ローテーションについてお伺いします。

本町には、人事異動の基本方針の定めはありませんが、特定の職員が長期間同じ部署に所属することはないか、その中で特定の理由がある場合は除きませんが、適切な人事ローテーションを図っているかどうかお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の適正な人事配置、人事ローテーションについてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成17年に作成の多度津町人材育成基本方針の中で、係長昇任までの職員は在籍2年または3年のジョブローテーションを実施することとなっておりますが、現在は業務の複雑化、専門化に伴い、原則在籍5年までに人事異動を実施しております。今後不祥事が起きない体制づくりの一環として、特に公金、準公金を取り扱う部署や外郭団体と業務を行う部署につきましては、1人の職員に長期間同じ業務を担わせないように、また個人ではなく、組織で仕事を進めるという意識を徹底し、職員の人事異動などがあっても的確に業務を実施できるように、業務の標準化、見える化を徹底するためにも、適切な人事ローテーションを実施したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次、4つ目の法令遵守の継続的推進についてお伺いします。

本町では職員を対象にコンプライアンス研修を実施していますが、受講できなかった職員への対応、例えば上司からのその資料に基づいたレクチャー等を含めて、全員が受講したことになるか、また、そうでないのであれば、全員受講になるように努める必要があると思いますが、その点についてお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の法令遵守の継続的推進についてのご質問に答弁をさせていただきます。

コンプライアンス研修をはじめ、全職員を対象に行う研修を業務などのため受講できなかった職員へは、研修終了後に研修資料を配布しておりますが、研修内容について周知やレクチャーは行っておりませんので、全職員が受講したことにはなっておりません。各所属において、重要な内容については欠席した職員に伝えておりますが、今後は上司などからレクチャーを行うことを徹底して、全職員が研修内容を理解することができるように努めたいと考

えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。

それでは、その監査の関係の2つ目の質問ですけれども、包括外部監査の導入について伺います。

包括外部監査の導入については、都道府県政令指定都市及び中核都市については義務づけられています。多度津町においても導入できないことはありません。

包括外部監査を行っている団体では、その結果を積極的に活用し、財政の見直しやサービスの改善に役立てていると聞いております。多度津町の政策判断、例えば将来負担比率の適正性等について行政に携わる者や、監査委員とは違った外部の専門家、公認会計士等の診断を受けてみることは重要なことだと思います。確かに、包括外部監査は多額の経費がかかるわけですが、大型事業等、例えば新庁舎建設等に適正な監査をすることができれば回収することができる経費だと思います。町長は包括外部監査を導入することについてどのように考えるか伺います。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の包括外部監査の導入についてのご質問に答弁をさせていただきます。

外部監査制度は、平成9年、地方自治法の改正に伴い創設された制度で、外部の専門的な知識のある者と監査契約をすることにより、地方自治体の監査機能の専門性や独立性を強化し、また監査機能に対する住民の信頼を高めることを趣旨として住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げることと組織及び運営の合理化に努めるとともに規模の適正化を図ることを目的として導入されました。

外部監査には包括外部監査と個別外部監査の2つがあり、都道府県と政令指定都市、中核市は実施が義務づけられておりますが、その他の市町村につきましても、条例化しなければ外部監査ができないようになっております。

全国の実施状況であります。総務省が平成24年度分について行った地方公共団体における外部監査制度に関する調査の結果によりますと、義務づけ団体以外で包括外部監査を委託しているのは全国で1,658団体中11団体のみとなっております。監査に関する費用は、自治体の規模によって違いがあると思いますが、義務づけ団体以外の市町村の平均で約800万円となっており、多額の経費がかかるため、義務づけ団体以外の市町村の導入実績は増えておらず、総務省の調査も継続して行われておりません。

現在の本町における監査につきましては、地方自治法の規定により、監査委員として識見を有する者を1名、そして町議会議員のうちから1名の合計2名の方を任命しており、町の出納事務や財務事務などについて監査をさせていただいているところであります。

ご承知のように、識見を有する者として任命しております委員につきましては、高い識見を持った方として外部の方をお願いをしており、議会選出の委員とともに監査機能を果たしていただいているものであります。

また、包括外部監査契約の締結者である包括外部監査人は、全ての業務について監査を行うのではなく、監査のテーマを自分で決めて、テーマに関連する業務の監査を行うことになっておりますので、契約依頼者である町からこれを監査して下さいと頼むことはできないこととなっております。重点的に監査をお願いしたいことがあっても、希望どおりに監査されるものではないことや費用が高額であるため、本町と致しましては現在のところ包括外部監査の導入は考えておりません。

今後は、地方自治法の一部改正に伴い、令和2年3月9日に制定し、4月1日より施行しております多度津町監査委員監査基準に基づき、監査体制の強化に努めるとともに、包括外部監査を導入している市町村の実績や効果的な監査方法などの情報収集を行い、不祥事が起きない体制づくりに努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。有難うございます。

多度津町の財務事務等に関する町民の信頼を確保するためには、監査機能の充実強化は必要不可欠であります。今、山内室長がおっしゃったように、監査基準に基づいた監査体制の強化に今後努めていっていただきたいと思えます。

そしてまた、今回の監査委員からいただいた監査結果、これは真摯に皆さん方に受け止めていただいて、対応策を講じていただければと思えます。有難うございます。

以上で1番目の監査機能の充実強化の質問を終わります。

次に、2番目の墓地の整備について質問申し上げます。

最近、墓地の苦情をよく受けます。例えば、墓地の周りの樹木が墓石に被さっており、樹木を剪定してほしいとか、墓石の建っていない墓地に草木が繁茂し通行の邪魔になるとか、いろんな苦情が寄せられます。そのたびに、住民環境課に依頼し、対応していただいております。

一般的に、墓地を大きく分類すると、公営墓地と私営墓地に分かれます。ま

た、多度津町の公営墓地は、町営墓地と地域墓地に分かれます。墓地の問題としては、墓地を持っていてもお墓に来ない人です。そういう人の墓地は荒廃しています。周りの墓地に迷惑をかけています。せっかくお参りに来たのに、そういう墓地があると不快な気分になると思います。お墓の問題はそれだけでなく、管理する人がいない無縁墓も増えています。また、借主はいるがお墓の建っていない墓地にも問題があります。そういう人は、全く墓地を借りていることすら記憶にないので、墓地も荒れ果てています。

そのような中で、令和2年施政方針の環境に配慮した循環型社会の形成の中で、町長は墓地の整備検討につきましては、町営墓地は清掃委託により、また地域墓地は地域墓地管理団体への運営補助により、町営・地域、両墓地の適正な維持管理に努めてまいりますと述べられています。

以上のような問題を解決する方策として、3点ほどお伺いします。

まず1点目として、現在、本町が行っている管理されていない墓地や無縁墓の町営墓地と地域墓地に分けた現状・対応等についてお伺いします。

住民環境課長（石井 克典）

お早うございます。

中野議員の現在、町が行っている管理されていない墓地や無縁墓の町営墓地と地域墓地に分けた現状・対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、町営墓地でございますが、現在、多度津町では、本台墓地、六地藏墓地、葛原墓地、葛原南墓地の4か所を設置しております。これらの町営墓地は、多度津町墓地設置条例及び多度津町墓地使用規則により使用している区画は、その使用者自身が清掃・管理することとなっております。貸付けされていない区画につきましては、町が定期的にシルバー人材センターに委託し清掃を行っておりますが、中野議員ご指摘のとおり、貸付けしている一部区画につきましては十分な管理がなされず、雑草等が繁茂した状態や墓石が倒れた状態などが見受けられます。

こうした管理されていない墓地については、定期的に年1回、使用者に対して適切に管理するよう文書等による指導を行っており、また利用者などから指摘や苦情及び職員巡回時に目に余るような状態を発見すれば、随時その使用者に対して指導を行っております。しかし、葛原南墓地以外の墓地につきましては、貸出台帳が整理されておらず、現在の使用者が不明な区画が増加しております。これにつきましては、墓地に墓地使用者調査のお知らせを掲示し、墓地使用者の把握に努めているところでございますが、一定数の無縁墓も存在すると推測されます。

現在、管理されている墓石と管理されていない墓石の調査を行っており、今

後、貸出台帳の作成や管理されていない墓石、区画についての追跡調査を行い、無縁墓であると判断されたものは、墓地埋葬等に関する法律施行規則第3条に定める手続を行い、改葬を行った上で新しい使用者への貸出可能区画にしたいと考えております。

次に、地域墓地につきましては、現在町において把握している地域墓地は全部で29か所ございます。これらの地域墓地には、多度津町墓地設置条例及び多度津町墓地使用規則は適用されませんので、各地域墓地においてその使用のルールを定めて運用されております。ただ、規約のような形で明文化したものを整備している地域墓地は少なく、管理されていない墓地や無縁墓への対応も具体的な方策を持たず苦慮されているようで、毎年開催しております地域墓地意見交換会において、これから増加が予想される管理されていない墓地や無縁墓の対応といたしまして、墓地管理規約及び使用者台帳の整備をお願いしているところでございます。

なお、地域墓地管理者に対しては、町は毎年、地域墓地委託料や墓地の水道使用料を支出しているほか、多度津町補助条例に指定補助といたしまして、墓地整備事業と定め、30万円を超える事業に対しましては、100分の50以内の補助率で補助を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今も一部回答がありましたけども、墓地埋葬に関する法律、これは国の法律ですけれども、あるいは多度津町墓地設置条例第10条を適用した無縁墓の対応方法についてお伺いします。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の墓地埋葬等に関する法律や多度津町墓地設置条例第10条の適用した無縁墓の対応方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、多度津町墓地設置条例は本町の町営墓地にしか適用されませんので、町営墓地における対応といたしましては、条例第10条の使用権の消滅の規定に基づき、使用権が消滅し、無縁となった墓については、改葬または移転することが可能となりますが、実際に改葬を行う際は、墓地埋葬等に関する法律施行規則第3条の規定に基づき、必要事項の官報掲載及び現地に立札を設置し、公告を1年以上掲示するなどして、申出がなければ改葬申請が可能となりますが、あくまで行政法上の改葬許可の話であり、祭祀財産として墳墓、墓石等に係る所有権や地上権といった司法上の物権等については、民法等に照らして権利、変更等の手続が必要になる可能性もございます。実際に改葬に関する手続が法律に定められたとおりに行ったにもかかわらず、墓地管理者に損害賠償を命じた判例もございます。墓

地管理者には、現に墓地を使用している者がいないことについて調査義務を尽くすことが求められていることから、無縁墓の処分に際しては細心の注意を払い、慎重に対応していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

墓地の整備の最後の質問ですけれども、今後進めていく無縁墓等の課題を把握した墓地整備の町としての対応方針についてお伺いします。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の今後の無縁墓等の課題を把握した墓地整備の対応方針についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町営墓地における今後の墓地整備の対応方針につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、現在使用者の調査を行っておりますので、これにより使用者あるいは相続人が見つかった場合につきましては、墓地の適正な管理を求めてまいります。また、適正な管理が困難な状況の方であれば、ご改葬をご検討いただき、墓地の返還を求めてまいります。また、使用者あるいは相続人が存在しないことが確認された場合につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、無縁墓として改葬または移転も視野に入れ、細心の注意を払い、慎重に検討し対応してまいります。

次に、地域墓地でございますが、それぞれ管理者において調査等を行っていただくこととなります。非常に煩雑な手続が必要となることから、無縁墓対策である墓地管理規約及び使用者台帳の整備を指導するとともに無縁墓の相談があれば町営墓地の取扱いに準じて各管理者に助言を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。有難うございます。

墓地の整備については、多度津町だけでなく他の市町でも管理上の問題が多く起きています。今すぐに対応できないこともあると思いますが、先ほど言われた方針等に基づいて、町民が気持ちよくお墓参りができるような墓地の整備に取り組んでいってもらったらと思います。よろしくお願いします。

それでは、最後の3番目の質問です。

救急搬送の課題と対策についてご質問します。

救急車の出動については、本来必要のない軽症の事例での出動が問題となる一方で、救急車を要請した学生に対し、消防本部が自力で病院に行けるとの判断から救急車を出動させず、その後学生が死亡し、裁判となった事例が県外で報告されています。

無駄な救急車出動をしないということも大切ではありますが、必要な救急出動がなされないことは絶対に避けなければなりません。あまりに、本来救急車の出動の必要がない軽症での要請が多いことはないか。また、救急隊員が足りないくらい非常に忙しいため、通報を受けても出動できないで済ませたことはないのかなど、様々な事態が考えられます。

このような中で町長は、令和2年施政方針の安心して暮らせる環境の整備の中で、増加が続く救急出動につきましても、安易な救急車の利用を減らすために町のホームページや広報紙などで住民に救急車の適正利用の周知啓発を継続して行い、住民の理解と協力が得られるように努めてまいりますと述べられています。

過去3年間の多度津町の救急車出動の件数を見ると、平成29年、30年と1,050件程度の救急車出動がありましたが、令和元年度は950件と救急車出動件数は約100件ほど減少しています。これは町民への周知がなされて、改善されたものと思われま。

そこで、多度津町における救急車出動の現状と課題、対策について、5点ほどお伺いします。

まず1番目、急病以外の搬送。

多度津町での救急車の出動における約4割が入院の必要のなかった内容、急病以外の搬送ということで伺っておりますが、その詳細な内容についてお伺いします。

消防長（阿河 弘次）

中野議員の急病以外の搬送についてのご質問に答弁させていただきます。

急病以外の傷病名について、主なものを申し上げます。急性アルコール中毒、打撲、脱臼、捻挫、擦過傷、切創、骨折、むち打ちなどがあり、急病以外では打撲、捻挫などの軽度外傷が約88.9%を占めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。

次、救急車の出動の判断基準についてお伺いします。

救急車出動の判断基準について、専門知識のない住民には分かりづらいので、どのような時に救急車を呼ぶべきか、呼んでよいのか、またこういう事例では救急車を要請するのはやめてもらいたいということについての説明をお願いします。

消防長（阿河 弘次）

中野議員の救急出動の判断基準についてのご質問に答弁させていただきます。

救急車の出動に際しましては、住民からの119番通報などでの要請があれば出動いたします。救急要請が必要かどうかの判断基準につきましては特になく、個々の判断になります。しかしながら、救急車で行くと待ち時間がなく優先して診察してもらえる、救急車の利用が無料であり早くて便利だから、日中は用事があり受診に行く時間がなく、夜間に時間外受診をするのに便利だからなどといった考えで救急車を利用するのはやめていただくように、町広報紙やホームページで周知を図っております。

県におきましては、救急車の利用を迷った時のための一般向け救急電話相談と子供向け救急電話相談のサポート事業がございます。相談日時は、毎日午後7時から翌朝8時まで、365日相談に応じております。相談内容につきましては、すぐに病院へ行った方がよいのか、すぐに救急車を呼んだ方がよいのか、様子を見ても大丈夫なのかなどといったことを看護師が相談に応じてくれ、さらには必要に応じて医師がサポートをしてくれます。また、総務省消防庁がウェブ版とスマホ版で提供している「Q助」というアプリを利用して、簡易的に緊急度を判定するツールもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。

次に、頻回利用、同じ人が何回も救急車を呼ぶ事例についてお伺いします。

消防長（阿河 弘次）

中野議員の頻回利用についてのご質問に答弁させていただきます。

頻回利用の定義はございませんが、1年間に2回以上の複数回救急車を利用された方の人数を過去3年間について申し上げます。

2017年は98名、2018年は114名、2019年は92名おられましたが、複数回利用された方の中には、疾患を持ち自宅で療養中に悪化したため利用された方などがおり、全ての方が救急車の不適切利用ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

ただいまの頻回利用のご回答の再質問ということでさせていただきます。

今、2回以上の複数回利用者は、今のお話ですと毎年100名近くいます。このような方々は、何らかの疾患を持ち自宅で療養している方々だと思います。このような方々に対して、健康福祉課とか他の役場内の部署と連携して個別に訪問して健康相談に乗ってあげることによって頻回利用の減少に繋がるのではないかと思います。この点についてお伺いします。

消防長（阿河 弘次）

中野議員の再質問に答弁させていただきます。

今までは、健康福祉課と関係各課と連携が図れておりませんでした。健康福祉課長に確認しましたところ、当課が行っている健康相談や個別指導訪問業務の中で該当する方がいれば、指導することや相談を受けることは可能であり、また認知症疑いや独居高齢者、障害者など社会弱者と思われる方の場合には、健康福祉課だけでなく高齢者保険課や地域包括支援センターなどとの情報の共有や連携をしながらの対応も可能であると伺いましたので、今後は関係各課と機関の連携のもと、包括的に対応してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、隊員の方々の感染症の対策、コロナの対策も含めてですけれどもお伺いします。

消防長（阿河 弘次）

中野議員の隊員の感染症対策のご質問に答弁させていただきます。

救急出動におきましては、感染予防策として感染防止衣、マスク、手袋、ゴーグルを着用して出動しております。帰署した際には、救急消毒室において、血液や嘔吐物等が付着した物は、廃棄物専用のボックスに捨て、携行救急資機材の消毒を実施しております。また、車内の汚染につきましては、消毒用エタノール液で救急車に固定している資機材の消毒を実施した後、オゾンで車内全体の滅菌消毒を実施しております。さらには、定期的にオゾンを使用し、車内消毒を実施しております。

特に、新型コロナウイルス感染症の疑いのある傷病者を搬送する場合において、現場においてチェックシートを用いて詳しく観察を行い、疑いが高い場合には保健所に連絡を取り、活動の指示を受けるようにしております。さらには、疑いのある傷病者からの飛沫感染を防ぐため、傷病者には同意を得てマスクを着けてもらうようにして、救急隊員の感染防止に努めております。また、出動隊員につきましては、標準予防策、感染防止衣、マスク、手袋、ゴーグルの着用をしていけば、濃厚接触者には該当しないため、その後の活動には支障がございませんが、帰署後、出動した隊員には、シャワーを浴び、衣服の洗濯を実施するように指導しております。職員につきましては、常日頃から手洗い、うがいを励行し、自己の健康管理に努め、職場個人でできる感染予防対策を実施して感染予防に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

最後になりますが、この超高齢化社会がもたらす問題と救急医療体制の課題への対策について今後どう考えていくかをお伺いいたします。

消防長（阿河 弘次）

中野議員の超高齢化社会がもたらす問題と救急医療体制の課題についてのご質問に答弁させていただきます。

日本は高齢化社会であり、本町においても人口の約31.4%が65歳以上の高齢者でございます。救急搬送におきましても、昨年の救急搬送人員912名のうち、65歳以上の搬送は601名で約65.9%を占めております。今後も高齢化は進展していき、独居老人世帯の増加により発見が遅れることで症状が悪化した状態での救急要請、さらには老夫婦世帯、老老介護世帯の増加により、運転免許証の返納も促進されている中、家族による搬送手段に困ることなどが考えられます。また、高齢者は一般的に多くの疾患を抱え、多種類の薬を服用しており対応が難しく、認知症や高齢による身体の衰えで情報収集に時間を要するなども考えられ、現場での滞在時間が長くなることも予想されます。

昨年の65歳以上の搬送601名のうち、中等症以上の方は381名で約63.4%、64歳以下の搬送311名のうち、中等症以上の方は120名で約38.6%であり、高齢者の搬送における重症度の割合が高いです。また、過去3年間の救急搬送に占める高齢者の搬送割合は2017年が65%、2018年が65.3%、2019年が65.9%とほぼ横ばいの状態であり、今後も同じような傾向が続くと考えられます。

このような中、救急車の適正利用を訴えてもある程度しか抑制ができず、また現状では公共の搬送手段は救急車しかございません。今後も、救急車の利用は大幅に減少することはないと考えられます。しかし、消防本部には、救急車は2台しかございません。最近では、救急出動が重複する頻度も多くなり、対応し切れない場合には近隣の消防本部に応援を要請して対応することもございます。救急車は町民全ての方の貴重な資源であり、本当に必要な方が必要なときに利用していただくためにも、住民の皆様方のご理解とご協力が必要であると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。有難うございます。

限りある搬送資源、救急車を緊急性の高い事案に優先して搬送するためには、救急車の適正利用をこれからも進めていくことが必要だと思えます。頻回利用や不適正利用の実態を今後も把握して、本当に緊急性を要する傷病者の対応が遅れないように、万全の措置をこれからも講じていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって5番 中野 一郎 議員の質問は終わります。

次に、12番 渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。12番 渡邊 美喜子でございます。一般質問させていただきます。

新型コロナウイルスの影響で生活環境が一変し、自粛という生活様式は大人だけではなく子供たちにも不安と心配で精神的にダメージを受けていると言っても過言ではないと思います。緊急事態宣言が解除され、子供たちは通学していますが、今まで以上に心のケアが求められているのではないのでしょうか。

1点目の質問は、心のケアと大いに関係があります。児童・生徒の不登校、中学卒業後、進路が決まっていない場合の支援についてであります。

文部科学省では、不登校は何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因が背景にあり、子供が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由により、そういった子供たちを除いた者と定義されております。

調査によりますと、全国で小・中学校の不登校数は16万4,528人、児童・生徒全体の1.7%を占めていると言われております。また、中学生においては、不登校傾向にある生徒は推定33万人、10人に1人とも言われ、社会的な問題になっております。家族を含め、潜在的に苦しんでいる、悩んでいる状況が伺えます。不登校を放置すると子供の教育や進学、そして就職の機会を失うこととなります。不登校問題は根強く、最も粘り強い関わりが求められる問題と言えるのではないのでしょうか。

それでは、質問に入ります。一問一答方式でお願いいたします。

1点目、本町における小・中学校、直近5年間の不登校数を伺います。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の本町における小・中学校の直近5年間の不登校の人数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成27年度、小学校6名、中学校21名。平成28年度、小学校4名、中学校18名。平成29年度、小学校6名、中学校19名。平成30年度、小学校9名、中学校20名。令和元年度、小学校5名、中学校31名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

正直言いまして令和元年度、小学校5名、中学校31名ということで、昨年、その平成30年と比べまして、中学校が11名増えているということに関して、正直言って驚いております。そんな意味も含めて、なぜ増えたのかという質問と、そしてこの不登校に関しましては、未然に防止するとか早期発見、早期対応が必要でありますので、そういった部分も含めて、なぜ11名も

増えたのかということで再質問させていただきます。

教育長（三木 信行）

お早うございます。渡邊議員のご質問にお答えをさせていただきます。

渡邊議員の不登校の要因についてのご質問に答弁させていただきます。

不登校になる要因は家庭環境の変化、本人の発達特性、ネット依存等を含む不安、無気力等、様々あります。要因は必ずしも1つとは限らず、複雑に絡み合っていることも多々あります。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員ご質問の不登校の増えた原因についてのご質問の方にお答えさせていただきます。

増加した理由につきましては、臆測ではあるんですが、不登校が低年齢化していることが考えられます。小学校の間に不登校になってしまうとなかなか不登校を解消することが難しく、中学校になっても不登校になる傾向が強くなるため、その結果増加したのではないかと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今の答弁でございますが、確かにそういう部分もあろうかとは思いますが、再々質問になるかも分かりませんが、今後どのような傾向になると思われそうですでしょうか。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再々質問について、ご答弁をさせていただきます。

今後どのようなことになるのかも含めて、お話を申し上げたいと思います。

まず、最近の傾向、渡邊議員がご指摘のとおり、平成元年度、中学生が増えたという傾向がありますが、特に昨年度、非常に印象に残っているケース、例えば小学校から入学して複数人数の子供が小学校時代不登校だったんですが、登校できたということもあったんです。その一方、最近の傾向として、瞬く間に不登校に陥るケースがございました。少しの友達同士の言葉のやり取りでつまずいたり、あるいは生活習慣の乱れとかネット依存による昼夜逆転のこと、それからもう一つ非常に深刻だなと感じているのは、各家庭の経済上の問題、貧困、それによって保護者の方も決して故意ではないんですが、そういう要因によってネグレクト、ちょっと放棄になってしまうということもございまして、子供の教育や養育に専念できない家庭が増えているという風に考えています。今後どのようなことになるのかということは非常に予測がつかないところがあります。この1年の傾向なのか、それが続いていくのかということはあるんですが、大切なことは、まず初期対応とよく言われてい

ます。まず、休んだら電話連絡、3日たつと家庭訪問、こういった風な取決めで取り組んでおりますが、例えば一つのクラスで複数人の不登校生徒が出ることもございます。担任1人が抱え込んで、その対応に苦慮するということがあります。我々といたしましては、不登校にならないようにする取組とともに、不登校になる子供がいる今の現状というものを現実として受け止めて、不登校になった子供を改善に導く手だてを持つことと、そして連携することによってそれは成果が上がっていくものだと考えています。

一番大切なことは、一人ひとりの子供が、今、小学校、中学校のときに不調であったとしても、将来社会人として自立することに繋がる指導と支援を行うことだと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

次の質問の2番なんですけども、先ほど教育長さんの方からもう既に答弁をいただいておりますので、その質問の不登校の要因についての再質問をさせていただきます。例えば、本人の理由、そして学校、家庭と1、2、3と大きく分けた場合、これが複合的な要因という部分もあろうかと思いますが、大まかで結構ですので、その割合はどのようになっているのでしょうか。3つを足して1、2、3を足して10とすれば、本人はどの程度か、学校はどの程度か、家庭はどの程度かという部分を要因について再質問させていただきます。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再々質問にご答弁をさせていただきます。

3つの要因の割合ということでございますが、正直申しまして今この段階で、まだ、みとりのない段階で、ここが何%、何割という風な資料を持ち合わせておりませんし、なかなかそこは難しいところであろうかと思います。一番不登校に陥りやすい一番大きな要因とすれば、私は生活習慣の乱れであると考えます。それは、先ほど言うような経済上の問題である家庭の問題によって生活習慣の乱れが起きる。保護者の方が子供の教育とか養育に専念できない、注意をしたり支援したりするのが十分できないために生活習慣が乱れてしまう。そして、ネット依存の中に陥ってしまう。あるいは、友達関係のつまずきとか、そういうところから他のところに興味・関心ができてしまい、そこで生活環境が乱れてしまう、生活習慣が乱れてしまうということが多いと思います。表面上で見えるものとしては、生活習慣の乱れというのが半分以上を占めているという風に私は感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

以前にも、不登校については一般質問させていただきました。その折は、学校のことについてのいじめ問題が多くて不登校ということを知っておりま。しかし、今現在、今、教育長さん、お話しされましたが、本当に家庭の問題というのは大いにあるのかなということで、考えが一緒だったのかなという風に思っております。

そこで、なぜ私が不登校について一般質問をしたかと申しますと、年間5月の連休明け、そして8月の夏休みの後に不登校の親御さんからの相談があります。毎年あります。先日もありました。親御さんは藁をもつかむ、そんな思いで相談に来られます。表情も暗く疲れている、悩んでいるという状況であります。でも、先ほど言いましたが、不登校の問題は根が深く、最も粘り強い関わりが必要である、求められるという風に言われております。実際に私自身、親御さんに対してお話を一方的に聞く訳でございますが、本当にうまく答えられない、そういうことがよくあります。申し訳ない、そんな思いであります。しかし、親御さんは、話を聞いてくれて有難うございます、気持ち軽くなりましたということを言われて帰ります。

そこで、質問3番に入ります。

対応策や支援の内容を伺います。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の対応策や支援の内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

不登校児童・生徒への対応策や支援として、まずは学校、教育委員会、教育支援センター、少年育成センターのことでございます。それに、健康福祉課等の町の関係機関が該当児童・生徒の情報を共有をし、有効な支援について協議をしております。例えば、学校では電話連絡や家庭訪問の際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの本人や保護者の教育相談を勧めたり、登校へのハードルを下げる幾つかの配慮を複数上げたりして、本人に合わせた登校を促しております。

町の関係機関では、教育相談はもちろん、学校に行きにくい児童・生徒が段階的にでも登校できるように、教育支援センターでの学習支援や保護者の子育てについての相談を行っております。このように、不登校児童・生徒と保護者が孤立をしないように多くの相談する場があることを伝えたり、家庭訪問を繰り返したりしながら、粘り強く関わっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

実は、先日ではありますが、青少年育成センターの2階にあります教育支援センター、行ってまいりました。すばらしいリーフというのか、そういう説

明書もいただきました。そして、先生、ベテランの先生、2名の先生と1時間程度お話を聞く機会をいただきました。教育支援センターの目的について、個別の相談や指導を行って、子供たちが学校へ復帰するためのお手伝いをしています。本当に熱く語られ、子供たちの居場所、また悩みが言える、相談ができる場所で、そういった雰囲気であるということ、2階で多目的教室、すごく小教室、狭い教室であります、そういったところ、また10人以上入れるようなお部屋、そしてお客さんが相談に来られたら相談室、そういう部分で本当に2階へ上がるだけでそんな雰囲気、心が温くなる、ほっとするようなそんな雰囲気の場所でありました。本当に先生は熱く語られ、どうしても子供たちを学校へ復帰させたいという熱い思いを知りました。本当にすばらしいことであり、今後もこの支援センターの重要性を強く感じております。

そこで、質問5に入りますが、今後の課題としてスクールカウンセラー、多度津町は2名でしょうか。スクールソーシャルワーカーは1名など、人的支援の充実のためには人員は確保されているのでしょうか。この人数でよろしいのでしょうか。答弁願います。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の今後の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。不登校児童・生徒に関わっているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、定期的に各校を訪問し、相談活動を行っております。時には、その相談活動が予約でいっぱいになることもあります。それだけ必要としている児童・生徒、保護者がいるということではあります。本人に寄り添った関わり、保護者の子育てに対する悩みと相談内容は多岐にわたっているため、人的環境が十分でないと感じる時もあります。ただ、相談活動の成果を得るのは、人の数だけではなく、子に関わるカウンセラー等がどのケースもじっくり丁寧に傾聴し、思いを丁寧に支えていくこと。そして継続的に関わっていくことが解決に繋がるものと考えています。今後の課題としましては、不登校児童・生徒が学べる場が現在、教育支援センターしかないため、対応できる児童・生徒に限りがあることということです。そのため、本町でも発達特性や本人の実態に応じた学びの場や居場所づくりを増やすことが、今後必要になってくるのではないかと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問させていただきます。
町長、質問させていただきます。
町長はよく、子は国の宝、そして多度津町の宝、よくお聞きしております。

不登校の子供が、生徒が減少し、そして健やかに成長することが少子化対策に密接に繋がっているという風に思われます。学校、教育委員会、教育センター、家庭がしっかりと連携を持つこと、取り組んでいく、そういったことは本当に大切であり、そういった意味も含めまして人的支援の充実、本当に大切だと思いますし、今、教育長のお話の中では、場所、支援センターが1ヶ所であると、そういう部分も言われましたので、本当にそうかなという風に思っております。そういった意味も含めて、町長の考えをお聞きします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の質問にお答えをしております。

今、議員おっしゃったように子供は私ども多度津町の宝でありますので、その宝である子供たちの健全育成というのは、教育委員会も、また私ども町長部局も全てが連携をして協力しながら行っていかなければいけないと考えております。

その中で不登校の問題が今、ご指摘をされておりますけども、それ以外にも色々と問題があります。そのような問題を解決していくこと。そしてそれは家庭、学校、そして地域社会の連携の中で子供を温かく見守っていかねばいけないと考えています。また、色々な教育問題、教育課題につきましても、私どもとしましても少しでも問題解決ができるように、これからも子供たちの健全の育成に努めていかなければいけないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

町長の方針については、本当に感謝申し上げますが、やはり子供は一年一年成長し、この期間が一番大切じゃないかなというように思います。人的支援、場所も含めまして本当に現場の声という部分も聞いていただければ、聞いていただいているんですけども、また社会状況の変化もありますので、立ち止まって知っていただきたいなという風に思っております。それから、6番目に入りますが、中学校卒業後、進路が決まっていない若者のひきこもり対策について伺います。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の中学校卒業後、進路が決まってない生徒の支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、義務教育を終えた生徒の支援として、これまでの支援の内容を関係機関へ繋ぎ、家庭訪問を行ったり、次への活動の場を紹介したりするなど、支援を切らさず継続して関わっております。

また、先ほど答弁させていただいた学びの場や居場所が増えれば、進路や就労が定まらない青少年の支援として有効な支援ができる場や機会となるので

はないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問でございますが、進路が決まってないと、そしてそれ以降は関わっていただけるということでございますが、中学校卒業した令和元年、卒業した時に進路が決まってない生徒は何名いたのでしょうか。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

令和元年度末も含めまして、中学校卒業した生徒について、進路先が全く決まっていないという生徒はおりません。高等学校あるいは広域通信制の高等学校であるとか定時制高校、そういったところに進学をしたり、あるいは就職をしたり、そういったところで、中学校卒業時点では、先ほど話題にも上りました支援センターの非常な成果もありまして、全員何とかその時点の出口では進路が選択できている状況であります。しかし、やはりその後、途中でその学校をやめてしまったり、それからせっかく就いた職から離職をしたりということがございます。当然、過年度、その次の年を目指して新たに高等学校を受験して、今進学し、学んでいる青少年もおりますし、なかなかというそういう青少年もおります。先ほど申し上げましたように中学校を離れてしまうと実はなかなか難しいところがあるのですが、教育委員会の指導主事等が西部子どもセンターとか、あるいは時には警察の相談機関とも相談しながら、卒業した後の子供の生活上のトラブルにも支援をしておりますし、時を選んで次はこのように動き出したらどうなのかというような、そういった相談活動にも乗っております。そういった現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

全員進学とか、通信制も含めて行かれる、進路が決まっているということに対して、本当に安堵しております。中には、途中で挫折してしまったり渋滞という部分も率が多いと聞いておりますので、どうかそういった部分も含めて長い意味でご支援していただければという風に思っております。

そこで、最後、私の方からですが、実は不登校の子供、5年生、男の子でございます。5年生の時、もっとかも知れませんが、私が把握しておるんでは、ほとんど登校してない。そして、原因は分かっています。家庭でございます。そんな中で、毎日先生が朝早く授業に差し支えない時間、自転車に乗りまして、遠いですね、東白方のそこまで毎日、声掛け、学校へ来いや、と思います。声掛けに行って、またすぐ帰って来られてる。最初は、先生何しに、何でいつも方向が決まっていくのかなと思ってたんですけども、そんな

中で6年になりまして、この1年間ほとんど顔を見てません。子供さんの。そして、6年になりまして、登校したんです。本当に指導員さんも私たちも含めてすごく安堵したというのか、感動しました。この先生の情熱というのか、そういったことに対して本当に素晴らしいものを感じましたし、このクラスはきっといいクラスというのか、まとまった人に優しい思いやりのある、そういったクラスに先生自ら頑張っていますので、後ろ姿を見て子供たちも本当に一生懸命頑張れる、そんな子供になったのかなという風に思っております。諦めないで、大変だと思いますが、本当に素晴らしい先生の熱い思いが通じたのかなと思いますし、またこれができるということは、学校全体、校長先生をはじめ諸先生、指導員の先生、皆さんのやはり共通した認識があったから、こういうことに繋がったのかなという風に思います。この生徒さんは元気に挨拶してもらえて、そして生きる力をこの先生からいただいたのかな、そのように強く思います。本当に教育の素晴らしさ、そして先生の熱心なその姿に私も感動しておりますので、どうかこの不登校問題、一人でも二人でも、できましたら少なくなるように努力していただいて、色々な意味で町も支援していただきながらやっていただければという風に思っております。不登校についての質問はこれで終わります。

続きまして、多度津丸亀線205号線開通に伴う交通整備について質問させていただきます。

この2点目の多度津丸亀線205号開通に伴う交通整備につきましては、この質問は1年前にも他の議員さんから一般質問がありました。重複する点もあるかと思いますが、一部開通の形として見えていることで、多くの町民の皆さんからの要望があり、取り上げさせていただきました。

要望の内容でございますが、この道路は子供たちの通学路、そしてここには信号機をつけるべきではないかとか、また近くには保育所があり、朝夕の子供たちの送迎でカーブミラー、停止線、注意喚起表示の設置が必要ではないか、事故が起きてからでは遅い、特に町道との交差点が心配である、スピードを出しやすい直線なので、事故が起きると大事故に繋がるのではないか、そのための対策を、町として県に対して交通事故防止対策の強化をと、色々な声を聞いております。町の考えを伺います。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の多度津丸亀線205号線開通に伴う交通整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、県で整備を進めていただいております県道205号線、多度津丸亀線の開通箇所につきましては、直線道路であります。町道との交差点が2ヶ所あり、議員ご指摘のとおり、県道の開通による交通量の増加に伴う交通事故等

の発生が危惧されているところであります。特に、地元の住民の皆様方からご意見をいただいております。今年度末、供用開始予定箇所であります道福寺地区と庄地区に架けられているＪＲ土讃線を横断する跨線橋につきましては、高架構造となっており、跨線橋を西に下った先にある庄八尺地区の買地池東側路線である町道55号線との交差点につきましては、県道バイパス本線と側道に町道が交差する複雑な形状となります。このことを踏まえ、本町としましては交通安全の確保が必要であると考えており、供用開始に向け、県道の管理者である県中讃土木事務所及び交通標識や信号設置など、交通規制者である県警察本部等と連携を図りながら、交通事故防止対策の強化を進めてまいりたいと考えております。

また、供用開始後においても交通安全対策に努め、交通事故の発生等が危惧されるような状況が考えられる場合には、交通事故多発危険箇所等総合診断を行うなど適切な交通安全対策を講じてまいりたいと考えております。今後も地域住民の要請を踏まえつつ、関係機関と連携を図りながら、町民の皆様により安全・安心に道路を利用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

課長からの答弁、有難うございます。実は、ある近隣の方と思うんですけども、私の方に文書が来ておりまして、是非ともこの一般質問で取り上げてほしいという要望もございましたので、今回、交通安全を守る会の白方地区の会長でございますが、書かさせていただきました。そして、一応原稿、重複しますが、読まさせていただきます。新しくできた道路205号と以前より利用していた旧道の交差点など交通安全対策を考えて欲しい。危険性を強く感じる。その地域住民を主体とした交通安全総点検など危険場所の把握、また、その地域のそういった部分もしっかりと実施をしてもらいたい。県の方にも働きかけていただきたい。これは多度津町民の願いでありますということで文書をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、3点目の質問に入ります。

3点目は、緊急業務のコロナ対策で特殊勤務手当の創設についてであります。

国の労働局において、新型コロナウイルス感染症患者を救急車搬送した場合の防疫等作業手当を創設するとなっております。手当の条例化は9月議会、また12月議会で行う自治体もあり、高松市では条例化せずに規則で対応しますとのことあります。

患者の搬送業務費1日3,000円手当、医師、看護師などに長時間患者に接する

仕事は1日4,000円手当を支給する、これは地方創生臨時交付金の対象となっております。本町の考えを伺います。

町長公室長（山内 剛）

渡邊議員の特殊勤務手当の創設についてのご質問に答弁をさせていただきます。

職員の特種勤務手当に関する条例施行規則第2条において、感染症防疫作業従事職員の特種勤務手当の額は1日1,000円とし、特に必要と認める場合は増額することができるかと規定されておりますので、本町におきましても条例化はせずに国や県の支給対象業務や支給額に合わせて職員が新型コロナウイルス感染症から町民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、1日につき3,000円、新型コロナウイルス感染症の患者、若しくはその疑いのある者の身体に接触して、またはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業、その他これに準ずる作業に従事した場合には、4,000円を支給することとしています。

消防職員につきましては、消防職員の任命服務並びに給与に関する条例第18条において、消防職員の諸給与については、多度津町職員の該当条例をそれぞれ適用すると規定されておりますが、第19条の特種勤務手当の規定では、消防職員としての特種勤務手当の内容のみ規定しておりますので、特種勤務手当につきましても、多度津町職員の規定を適用するように12月議会において条例改正議案を提出する予定としております。現在のところ、該当する特種勤務手当の支給実績額が少額でありますので、今後の特種勤務手当の支給状況や地方創生臨時交付金の執行状況を確認しながら、地方創生臨時交付金の対象として申請を行うか判断したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

有難うございます。12番 渡邊 美喜子、一般質問、以上で終わりにしたいと思います。有難うございます。

議長（村井 勉）

これをもって12番 渡邊 美喜子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を10時55分といたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

次に、9番 小川 保 君。

小川議員、マスクを外して下さい。

議員（小川 保）

着けとつても構わんやろ。聞こえたら構わんのでしょ。感染防止のため、マスクをしておきます。

失礼します。9番 小川 保でございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策について、思いやり配食サービス並びに障害者等配食サービスについて、地域おこし協力隊について、以上3点について質問をいたします。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症対策について。

7月以降は再び感染症が増えてきました。本町でも8月7日に初めて感染者県内58例目が出ております。また、県内ではコロナ感染によって死亡者が2名出ており、予断は許しません。

そこで、質問です。

国では、新型コロナ対策を行う地方公共団体の取組を支援するため、令和2年度第1次補正予算で1兆円、第2次補正予算で2兆円の地方創生臨時交付金を確保しております。この交付金は、コロナ対応のための取組である限り自由に使えるということです。本町も第1次補正予算分の事業採択を受けているようですが、事業名や金額、対象者など交付金事業の内容についてご説明いただければと思います。お願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の地方創生臨時交付金活用事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現時点で本町に対して示されております臨時交付金の交付限度額は、第1次補正予算分が9,854万8,000円、第2次補正予算分が2億6,919万2,000円の合計で3億6,774万円でございます。議員ご質問にもありますとおり、第1次補正予算分の対応する実施計画を既に国へ提出をし、交付決定及び概算支払いを受けております。提出済みの実施計画は、今後の検討状況や事業の実績等に合わせて随時修正を行っていくこととなりますが、交付金活用事業として実施計画に記載しておりますのは17事業、うち11事業が6月定例会までで議決をいただいております補正予算等で実施するものでございます。この11事業の事業名と予算ベースでの事業費につきましては、児童手当や児童扶養手当の受給者を対象として給付する子育て支援給付金事業に4,120万1,000円、後期高齢者へのマスク配布事業に222万9,000円、町内事業者への支援策として休業要請等協力金支給事業に850万円、町融資制度利子補給金事業に50万

円、セーフティネット保証等活用助成金事業に1,000万円、ICTを活用した子供たちの教育環境整備を進めるGIGAスクール整備推進事業に2,413万円、児童館の換気設備等を整備する児童館感染症対策事業に392万3,000円、感染症対策防災備蓄品購入事業に566万円、消防本部のコロナ対応資機材強化事業に145万1,000円、小・中学校への非接触型体温計購入事業に65万円、町内の消毒液確保体制を整える微酸性電解水生成装置購入事業に120万円となっております。これら11事業の合計事業費は、第1次補正予算分の交付限度額である9,854万8,000円を超える9,944万4,000円となっておりますが、これは国の臨時交付金に対する事務連絡の内容を踏まえ、入札等による事業費の縮減を見込んでいるためでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

町長、有難うございます。

先ほどの非接触型体温計購入事業65万円ということですが、小・中学校への分ですね、確認です。65万円で何器購入できたんでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

小川議員の再質問にお答えいたします。

非接触型体温計の購入につきましては、予算額65万円で65個購入予定でございます。現在購入契約をいたしまして、用品の発注をしているような状態でございます。

以上でございます。

議員（小川 保）

有難うございます。65万円で65個ということですね。非常に分かりやすい購入数です。私はちなみに今朝、35.5ということで、毎朝毎晩計測をしております。だんだんそれが趣味のようになってきておりますけれども、皆さんも頑張ってお計測をお願いします。

次、色々な事業を実施していただいておりますが、さて事業を決定するまでには様々なご苦労があると推察されますが、事業の選定方法はどのように行われているのでしょうか、お願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

小川議員の交付金活用事業の選定方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

交付金活用事業につきましては、国から示され、議員の皆様にもお配りしております交付金活用事例集や交付金の交付要綱、政策資料集などの各種資料を参考に、各課が本交付金を活用して実施すべきと判断した事業を政策観光課で取りまとめ、町長、副町長、総務課長と事業内容や事業費などに関する

協議、調整を行った上で選定を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

交付金対象事業については、各課からのアイデアの募集だけであったのでしょうか、それとも町長、副町長、あるいは担当課などから各課に対して提言があったのでしょうか。国からの交付金を町民のために有効に活用するには、町のビジョンに沿った事業を基に指示提言が必要かと存じますが、いかがでしょうか。

政策観光課長（河田 数明）

小川議員の各課に対して指示提言があったのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本交付金は、新型コロナウイルス感染症対策として交付されるものでございますので、基本的には必要な感染予防対策や生活支援策、経済対策と考えられる事業を優先的に選定しており、町長、副町長の指示に基づき、特に第1次補正予算分につきましては、その大部分を子育て世帯への給付事業やG I G Aスクール構想推進事業、休業要請に伴う協力金など、より緊急性が高いと判断した事業の財源に充てる計画としております。

第2次補正予算分につきましても、第1次補正予算分と同様の手順で事業の選定等を行っておりますが、引き続き行う町内事業所などの支援に加えまして、各課が感染症対策として必要と判断した施設、物品の整備や地域経済の活性化に向けた事業を国に提出する実施計画の中に加え、実施していく予定でございます。

感染拡大状況や社会情勢が刻一刻と変わっていく中、臨時交付金を活用してそれに対応するための事業に順次取り組んでいる状況ではございますが、国が示しております「地域未来構想20」なども参考にしながら、町の総合計画や総合戦略の中で示しているビジョンに沿った将来に繋がる事業を展開していけるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

まだ緒についたばかりだと思いますが、それぞれの事業についてどのような成果が得られたのか、事業の対象者の意見等も含めてご説明いただければと思います。お願いいたします。

総務課長（神原 宏一）

小川議員の地方創生臨時交付金活用事業の成果についてのご質問に答弁をさせていただきます。

総務課におきましては、指定避難所における新型コロナウイルス感染症感染

防止対策としてパーティションやマスク、消毒液、アルコールタオル、非接触式体温計などの災害備蓄品の購入を計画しているところでございます。このうちパーティションにつきましては、全国的に在庫が不足し、一括した調達が困難な状況にあります。台風等の風水害時に備えるため、指定避難所として優先的に開設する多度津中学校及び白方小学校の必要数につきましては分離して購入したところであり、その他の備蓄品も含めて感染防止対策を施した避難所運営ができるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

高齢者保険課におきましては、本年4月、国や県におきまして緊急事態宣言が発令されたことにより感染拡大防止を目的に、特に重症化する危険性が高いと言われる高齢者75歳以上の皆様に、再利用可能な布製マスクを5月中旬にお届けいたしました。なお、対象者の方のご意見としましては、お礼や感謝の言葉が数件、窓口や電話にて寄せられました。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

産業課におきましては、5月臨時議会において議決を得た休業要請等協力金及び6月定例会において議決を得たセーフティーネット保証等活用助成金を実施しているところでございます。9月4日現在の申請及び支給状況でございますが、休業要請等協力金の申請件数が81件、支給件数が80件、セーフティーネット保証等活用助成金の申請件数が164件、支給件数が127件でございます。

事業対象者のご意見につきましては、直接的なヒアリング等はできておりませんが、新聞等の報道によりますと休業要請等協力金につきましては、損害が大きかったものの協力金は助けになったとの一定の評価は得られているようでございます。今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の悪影響を受けた事業者のご意見に耳を傾けて、助成制度等について研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

消防長（阿河 弘次）

消防本部におきましては、臨時交付金を活用して感染予防対策事業を計画しており、救急活動時や帰署時における感染予防対策であり、職員の安全確保をするものでございます。現在、購入手続中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

本件について再質問でございます。

さて、第2次臨時交付金の検討が行われておりますが、医療事業者に対しても多度津町独自のアイデアで支援してもよろしいかと考えます。町内の医院、病院などに熱や咳などでコロナ罹患の疑いのある患者さんに対して、隔離される場所、例えばブース等、その設置及び減圧装置、空気清浄器、それからオゾンの発生装置など設備の導入などを実施した場合、費用の支援も考慮いただきたいのですがいかがでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の町内医療機関に対する支援策についての再質問に答弁をさせていただきます。

まず、答弁に先立ちまして、日頃、新型コロナウイルスの感染リスクに曝されながら、懸命に医療行為を行っていただいております医療従事者の皆様方に対し、心から感謝申し上げますとともに深く敬意を表します。

さて、議員のご質問にありますように町内の医療機関において発熱などの症状があり、新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者さんを診療するため、一般の診療室とは別に空気やウイルスなどが外部に流出しないよう、気圧を低くした陰圧室を設けたり、検査機器の導入を考えられているなどの対策を講じられておる医療機関があることは承知をしております。新型コロナウイルス感染症に係る医療体制の確保は県で対応していただいております。医療機関に対する支援につきましても基本的には県において国の令和2年度2次補正予算を受けて感染拡大防止や医療提供体制の確保などを目的に支援事業を行うこととなっております。

議員ご指摘の町内医療機関に対する本町の独自の支援策につきましては、この件につきましては今から2か月くらい前、ちょうど丸亀市の医師会がドライブスルーでのPCR検査をするということがありまして、多度津町でも一緒にやればいいんじゃないか、効果的にも、また経費的にもその方がいいんじゃないかということ丸亀市の方から受けましたので、その時の医師会長に多度津町の医師会の方でそういうことをまた独自でやる、また丸亀市と一緒にやってPCR検査、ドライブスルーのですね、どちらでもいいんですけども、そういうことをやっていただけることは可能でしょうかというお話をしました。その時は、まだ今のところ、病院の先生方も高齢化しているし、だから今ここでやれるということとは言えないと。そして、その中で丸亀市と一緒にやっていきますよという中で、多度津町の住民の皆様方はそういう新型コロナウイルス感染に対して疑いを感じた場合には、まず多度津町の医療機関に受診をしていただいて、それでPCR検査が必要と思われた時には、多度津の医療機関の方から丸亀市の医師会の会長の方にお問い合わせをして、そこでPCR検査をやってもらいます。そのような体制を取りますとい

うことでしたので、その点はそれでいいと。しかし、これから色々と何が起るか分かりません。その時には、病室の確保とかそういうことも医師会の中で考えてもらえませんか。これは感染症対策の病院ではありませんので、その辺のところを多度津の病院は全部感染症対応にはなっておりませんので、その辺のところを何とか、もし感染者が出た場合は、そのような対応もお願いできませんか。その時には、町の方から独自の助成もいたします。という話をしました。そういう中で、今の話、感染した場合の病室の確保とか、そういうこともお話は伺っております。ただ、その後、どういう風な活用をしているかということは、まだ今のところ多度津町には感染者は出ておりませんので、そういう中では今準備ができています、整っているということだと思って、安心はしているところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

町長、有難うございます。

町長が今お話しされたことは、コロナが感染されておる恐れがあるということがある程度見極め、検査体制そして入院治療、加療、そういった内容についての丸亀市との色々な共同対策だという風に理解をいたしております。私が申し上げておりますのは、熱がある、咳が出る、息するんがちょっとえらい、こんな時に病院にお伺いをしますよね、普通。その際に、その病院には他の患者さんも来られておりますから、そことの微妙な接点を隔離するという意味で、部屋を造るんじゃなくてブースを設営するとかブースの設営費用なんていうのは、そんなにたくさんかかりません。改善活動なんかで、骨組みで塩ビのパイプで組んで段プラで囲いをしたりとか、あるいはここに設置されておるナイロンのカバー、こういったものでも十分対応できる訳ですので、そんな中でそのブースの中で滅菌、オゾンとか発生装置とかありますけれども、そういったものを町内のまず初見で来院される、そういう方々に対しての措置ということで考えてみたらどうだろうか、こういう提案でございますので、また今後ともそれはご検討いただいたらと思います。これがまた、多度津町独自の方法になろうかなと思っています。まずは、新型コロナウイルス感染症については、人と人の交流が制限される厄介な感染症であります。この危機を早く克服して、新たな生活になりますよう願って次の質問に入ります。

2点目です。

思いやり配食サービス、障害者等配食サービスについてです。

令和元年度においてのおもいやり配食サービス事業の総配食数は約5,700食、障害者等配食サービス事業の総配食数は約600食であったと聞いております。

まず、確認です。この2つの事業の根拠となる事業実施要綱の目的、事業内容、費用負担、審査会の開催などの条項、これについてのご説明をお願いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

小川議員のおもいやり配食サービス事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

おもいやり配食サービス事業は、平成29年4月より多度津町おもいやり配食サービス事業実施要綱に基づき行っております。在宅の虚弱な一人暮らしの低所得高齢者、または何らかの援護を必要とする低所得高齢者世帯に対し、栄養バランスの取れた食事を定期的に提供するとともに利用者の安否を確認し、健康状態に異常があった場合は関係機関に連絡等を行うことにより、高齢者の自立と生活の質の確保を図り、福祉の増進を図ることを目的としております。

この事業は、昼食週3日を前提として、定期的に居宅を訪問し、栄養バランスの取れた食事を手渡して提供するとともに利用者の安否確認を行うサービスでございます。

利用者負担としましては、配食サービスに係る食材費等の実費相当分として1食当たり300円の自己負担をお支払いいただいております。

審査会につきましては、高齢者保険課長、地域包括支援センター長、社会福祉協議会の代表者が審査委員となり、年1回、利用者及び利用内容の適正さ等を審査する会でございます。現在、審査会としては実施できておりませんが、利用者及び利用内容の適正さについては随時確認しております。また、実施事業者への指導等は個別に行い、利用者へは担当ケアマネジャーより3ヶ月に1度のチェックリストで確認をしております。今後は審査会を開催し、より一層適正化に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員のご質問のうち、障害者等配食サービス事業について答弁をさせていただきます。

この事業は、多度津町障害者等配食サービス事業実施要綱に基づき、援護を必要とする重度の心身障害者及び精神障害者に栄養バランスの取れた食事を定期的に提供するとともにその安否を確認し、もって心身障害者及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的として、平成29年4月より施行しております。

対象者は、身体障害者手帳1級若しくは2級、療育手帳マルA、もしくはAを所持する重度心身障害者と、精神障害者保健福祉手帳を所持する方のう

ち、非課税世帯に属する方となっております。

事業内容及び費用負担は、おもいやり配食サービス事業と同内容になっておりますが、審査会の設置はいたしておりません。障害者は、その多様な特性から、配食サービスを障害福祉サービスを補う一つの資源と捉え、資格審査及び日常生活についての聞き取り調査により、実施の可否を判断しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

この事業を活用している利用者の方からお話を伺ったところ、このサービスを利用させてもらって助かっております。しかし、実態は昼食時には朝食の余りをいただいたり、あるいは朝食と昼食を兼用でいただいたりしております。しかし、第4条で規定されているように、昼食として配食されますと、結果、その弁当は喫食時間がずれ、夕食時にいただくことになるということもあります。出来たての新鮮な状態でいただきたいので、是非この条項を昼もしくは夕食の選択が可能になれば有難いのですが、とのご依頼が来ておりますが、いかがでしょうか。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

小川議員の配達時間帯の選択制についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回、社会福祉協議会を通じ、提供事業者を確認したところ、配達時間帯の選択制については対応可能であるとの回答でございますが、運営を委託している社会福祉協議会としては、この事業には安否を確認する見守りの目的もあり、不在等の連絡を業者より受けると訪問を行ったり、ケアマネジャー等に情報提供を行う対応を行っております。今後、障害者を担当しております健康福祉課と連携し、社会福祉協議会や提供事業者と協議を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

昼と夜の選択が可能とする要綱の一部変更をしていただくという方向で協議をするということで理解してよろしいでしょうか。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今後、委託契約先であります社会福祉協議会や健康福祉課、配送業者と協議をして、要綱も変えなければならない時期が来ましたら、対応させていただきますと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

時期が来たら要綱を変えていただくということですね。早い時期を期待しております。

3点目です。地域おこし協力隊について。

5月21日の四国新聞に善通寺市の地域おこし協力隊の記事が載っております。善通寺市地域おこし協力隊の日高氏は大阪で広告会社の営業を10年やった後、4年前に香川県に引っ越してきました。2年半の農業、半年のフリーランスを経て、昨年10月から善通寺市地域おこし協力隊となっております。最近の大きな活動内容としては、善通寺市スタイルブックの作成とコロナ終息を願った7か寺での法要動画作成の2つです。前者は、名所が少ない善通寺市の認知度を上げるため、モデルと善通寺市の場所をコラボさせる「モデルが場所をまとうスタイルブック」を企画、作成し、善通寺市以外に配布しております。後者は、コロナで活動が自粛される中、お寺と相談し、世界中のコロナの終息を願う動画を拡散しております。今後は映画のロケ地の誘致をして、善通寺への訪問者を増やそうと考えているそうです。

さて、この制度は特別交付税措置があると伺っておりますが、ここで改めて制度の概要をお聞かせ下さい。また、他の市町の事例を勉強して、良い点は本町の事業に取り入れることも大事だと思いますが、善通寺市の事例を見てどのような印象を持ちましたか、お伺いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

小川議員の地域おこし協力隊制度の概要についてのご質問に答弁をさせていただきます。

地域おこし協力隊の制度は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、3大都市圏等からの人材を積極的に受入れ、地域協力活動を行っていただき、その定住、定着を図ることで地域力の維持強化を図っていくことを目的とした国の制度でございます。

議員のご質問の中にありますとおり、本制度では隊員1人につき毎年度隊員報酬として240万円及び活動に要する経費等に対して200万円を上限に、特別交付税措置の対象となっております。

本町におきましては、本年第2回多度津町議会定例会中の総務教育常任委員会で報告いたしましたとおり、令和2年7月より村田 嵩治 隊員と坂川 桃香 隊員の2名がそれぞれの業務について活動計画を作成し、地域での活動を開始しており、現在の活動状況について、地域おこし協力隊のフェイスブック及びインスタグラムのアカウントを作成し、情報発信を行っております。

また、隊員は、県が地域おこし協力隊のネットワーク形成を目的として定期

的に開催している「さぬきの輪の集い」に参加し、活動報告会や研修、交流会などを通じて県内の地域おこし協力隊や担当職員と交流する中で、他市町の事例について学んでおります。議員ご質問の善通寺市の事例につきましては、前職である広告会社での経験や技術を生かした新たな形のシティプロモーションを行うことで、情報発信力の強化に繋がっているという印象を感じております。本町でも参考とすべき点がありますので、今後も他市町の協力隊と情報共有を行い、本町での協力隊活動に生かしていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

次に、本町の地域おこし協力隊の活動状況をお伺いしたいと思います。島嶼部も含めてどのような効果や結果が残されたのでしょうか、お願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

小川議員の地域おこし協力隊の活動状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の地域おこし協力隊の活動状況につきましては、まず平成29年度に3名の地域おこし協力隊を採用し、令和2年3月31日までの3年間、隊員として活動しております。

村上 淳一 隊員におきましては、イベントの企画、実施などによる離島地域の活性化を目的として着任し、大阪で開催した「佐柳島のネコはよい展」などの写真展や、佐柳島で実際に島暮らし体験を行ってもらう「猫島暮らし体験」を企画、実施いたしました。

村上 直子 隊員におきましては、佐柳島を拠点として本町の情報発信を目的として着任し、東京で開催された離島のPRイベントである「アイランダー」への参加や、佐柳島の島マップの作成、SNSでの情報発信などを行いました。佐柳島を拠点とした隊員の活動により生まれた効果として、港湾統計調査における佐柳島への上陸人数の推移は、平成27年が8,415人、平成28年が8,794人、平成29年が9,884人、平成30年が1万1,417人、令和元年が1万2,336人と年々増加しており、特に協力隊が活動を開始した平成29年からの増加が顕著であり、PRの効果による観光客の増加は島の活性化とともに離島航路の維持に寄与しているものと考えております。

また、日根野 太之 隊員におきましては、様々な媒体を活用した情報発信を目的として着任し、SNSでの情報発信をはじめ、ポスターの作成、フォトコンテストなどを実施し、本町の課題であった情報発信力を強化し、昨年度には、かつて人々で賑わっていた「海岸寺市」を懐かしむ地元住民の思いに

賛同する形で、音楽会と市を組み合わせ「海岸寺開眼 音と食の芸術市」を企画し、約300人の方に来場していただきました。その結果、来場した住民から、定期的な開催を望む声もいただいておりますので、昔の賑わいを取り戻すためのきっかけ作りに繋がったと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。時間の関係がありますので、次の1項目は割愛をさせていただきます。

町ホームページによりますと、多度津町まちづくり公社、仮称ですが、設立に向けたマーケティング調査が行われているようですが、この調査の内容と進捗具合は如何様になっておりますか。また、マーケティング思考に基づいて、例えばまちおこしに関係している様々なメンバーによって特産品を開発したり、そして合田邸などを利用して販売していくことなども考えられますが、そのあたりについてお考えをお聞かせ下さい。

政策観光課長（河田 数明）

小川議員のまちづくり公社、仮称になりますが、設置に向けたマーケティング調査及び特産品の開発、販売についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のまちづくり公社設立に向けたマーケティング調査につきましては、現在、設立について検討しておりますまちづくり公社が担っていくべき役割の一つと想定しております。町内事業者の皆様のマーケティング支援業務について、実際に町内の特産品等を対象とした調査を行い、その結果を町内事業者にフィードバックしていくことでマーケティング支援業務についてのイメージをお伝えするとともに、まちづくり公社設立に向けた町内事業者への意識醸成を図るために実施したものでございます。本年6月にこの調査への参加を希望される事業者及び特産品等を募りまして、期限までに応募のあった9種類の中から町内で事業をしているか、町内の素材を使用しているか、事業の継続が可能か、町の発展に貢献するか、町ならではのものであるかどうかという5つの基準に基づいて、今回調査対象として3種類の特産品及びサービスを選定いたしました。うち特産品につきましては、株式会社蒼のダイヤが製造するエキストラバージンオリーブオイル「蒼のダイヤ」と多度津さくら工房が製造する「きしゃぽっぽ焼き肉のたれ」の2品を。サービスにつきましては、「家中舎」が提供している「昼膳瀬戸の手織り掌」を選定し、調査を実施いたしました。株式会社蒼のダイヤのエキストラバージンオリーブオイル「蒼のダイヤ」と多度津さくら工房の「きしゃぽっぽ焼き肉のたれ」については、それぞれの製品を関東圏にお住まいのモニター数名に

お送りし、実際に家庭で使っていただいた感想などをフィードバックしていただく調査を、また「家中舎」の「昼膳瀬戸の手織り掌」につきましては、実際に現地をモニターが来訪し、その空間やサービスを体験してみた感想などをフィードバックしてもらおうという調査を行っております。

本マーケティング調査の結果につきましては、まず調査への参加を希望された事業者の皆様には報告会等で共有を行っているところでございますが、今後、町のホームページでも調査結果、報告書の掲載を予定しております。また、ご質問のまちおこしに関係している様々なメンバーによる特産品開発及び販売等につきましては、多度津町まねきねこ課が取り組んでおりますグルメ開発が同じ方向性の取組でございます。

先ほど答弁させていただいております地域おこし協力隊の隊員につきましても、村田隊員がオリーブを中心とした農業振興や特産品の販路拡大を、また坂川隊員がイノシン対策や離島の活性化、地域の魅力発信を主な業務としておりますので、そのような活動の中で地域住民や関係事業者との繋がりを作り、新たな特産品の開発及び活用方法の企画、お土産品の開発、販売場所の発掘などにも携わっていただきたいと思いますと考えております。

また、合田邸での販売につきましては、小川議員にも地元自治会代表としてご参加いただいております合田邸の保全活用に向けた検討委員会において、建物の保全活用について検討が進んでおりますので、活用方法の一つの案として研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

一つ提案があります。多度津町のお土産として、以前販売されていたお菓子を復刻してはいかがでしょうか。「桃陵饅頭」です。白あんを香ばしい皮で包んだ素朴で口の中で溶けて独特のおいしさが評判です。これを復刻し、また派生品として、桜をイメージした饅頭も商品ラインとして開発してみればいかがでしょうか。また、金比羅参りのお土産に繁盛した「でんご餅」、これは羽二重餅より少し歯応えと甘みがある、こういったちょっとした手土産、お菓子類などをパッケージデザインして合田邸の商品とするのも面白いのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

政策観光課長（河田 数明）

小川議員の「桃陵饅頭」や「でんご餅」の復刻と合田邸での活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

歴史・伝統・文化の町であります多度津町におきましては、議員ご質問のような町の歴史の一部を担ったお土産品の復刻は大変面白い取組だと感じてお

ります。貴重なご意見として、地域おこし協力隊やまちおこしに関係している方々並びに合田邸保全活用に向けた検討委員会の委員の皆様には情報共有をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

「桃陵饅頭」ですけれども、かつてこれを作っておった方から色々意見も伺っております。もしやそういう方向性があるのであれば、是非協力をさせていただきたいということもありますので、ご検討の方もよろしく願います。

それから、地域おこし協力隊、この方々はよそから来ている方ということで、よそから来ている方の意見というのは非常に面白いものを感じます。常々我々が地元で住んで生まれて育ったところですが、意外と見逃しておるところが指摘があったりします。こういった方々の制度、これを利用するのは町にとって非常によろしいことかなというように思っております。今後もこの制度、きちっと利用させていただいて、地域の活性化に繋がるようお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

以上です。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって9番 小川 保議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を1時といたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、3番 天野 里美 君。

議員（天野 里美）

9月議会、3番 天野 里美です。よろしくお願いいたします。

本日の一般質問は、大きく第8期介護保険事業計画についてご質問させていただきます。

令和2年3月議会において、介護保険についてご質問させていただきましたが、9月議会は介護保険の中でも、現在、来年度からの3か年に向けて策定中だと思います、第8期介護保険事業計画についてご質問させていただきます。

介護保険制度は、保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業計画を策定し、サービスの見込み量の推計等を行うとともに、保険料を設定することとなっております。

今回の第8期介護保険事業計画策定の基本指針では2025年、2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備についての対応が求められております。

ここで言う2025年とは、第1次ベビーブームに生まれた団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、さらに急速に高齢化が進むと見込まれる年であり、2025年をめどに地域包括ケアシステムの構築が求められています。また、2040年とは、第2次ベビーブームに生まれた団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者になり、日本の高齢者人口が約4,000万人とピークになるとされる年です。2040年の大きな課題は、現役世代の急減による局面が変化することです。2040年の現役世代は約6,000万人と推定されており、1人の高齢者を1.5人の現役世代で支えることになり、社会保障費のさらなる増加と介護職の大幅な不足が予測されています。

そのため、第8期介護保険事業計画では、人的基盤の整備について対応が求められており、私が令和2年3月議会において、介護現場における労働力不足の一般質問をさせていただいたのも今からこの問題を意識しておく必要があると考えたからです。

一方、多度津町では、第6次多度津町総合計画後期基本計画が昨年度作成され、本年度より実施されていると存じておりますが、今回策定する第8期介護保険事業計画は、この総合計画の内容に沿うものだと思います。

そこで、大きくは次の3点、1点目は介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、2点目は認知症施策における認知症サポーター養成の取組、3点目は地域包括支援センターの機能強化についてご質問させていただきます。

まず、1点目の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査です。

第6次多度津町総合計画後期基本計画の中に第8期介護保険事業計画策定に向け、令和2年1月末に1,500名の住民のニーズ調査を実施したとあります。この調査とは、保険者が一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に地域の抱える課題に資することを目的に、体を動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、助け合い、健康などに関することを調査する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のことでしょうか。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問にありますように、第8期介護保険事業計画策定に当たり、介護

予防・日常生活圏域ニーズ調査として、令和2年1月31日に無作為に抽出した1,500名の方へ郵便にて送付して実施いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

次に、ニーズ調査の具体的な調査内容、回答率についてご質問させていただきます。お願いします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の具体的な調査内容等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査につきましては厚生労働省が示します66項目で行っております。内容としましては、家族構成と生活状況、閉じ籠もり傾向や外出の際の交通手段を含む体を動かすことについて、口腔状態や低栄養の傾向を把握する食べることについて、電話番号など調べて電話をかけられるか、自分で買物、食事の用意、請求書の支払いを行えているかの手段的日常生活動作について、自治会や老人クラブなどの地域活動等について、悩みの相談や世話を言い合える助け合いについて、健康について、認知症に係る相談窓口の把握についての8分野についての設問内容で行っております。回収枚数は1,158件、77.2%の回収率でございます。なお、前回の回収率79%と比べ1.8ポイント減でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

調査を実施して半年以上が経過いたしました。令和2年3月10日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料に掲載されている第8期介護保険事業計画作成に向けたスケジュールでは、7月末までには調査結果を分析・考察し、計画に盛り込む内容を検討するようになっていきます。また、社会保障審議会介護保険部会では、地域ごとに異なる介護ニーズの動態をしっかりと踏まえて、サービスの見込み量を設定することが重要としていますが、ニーズ調査を分析した結果、どういう課題、特徴が見えてきたのでしょうか、お伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の分析結果等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

次期計画においては、本年5月に策定に係る業務委託事業者の募集を行い、6月に業者選定、7月に委託契約を締結いたしました。

調査分析結果として、介護、介助が必要になった主な原因は、高齢による衰弱が25.0%と最も高く、性別、年齢別で見ると、男性の前期高齢者は脳卒

中、これは脳出血、脳梗塞などでございます。女性の前期高齢者は同率で脳卒中、今申し上げました脳出血、脳梗塞など、呼吸器の病気、これは肺気腫、肺炎などでございます。後期高齢者は男女とも高齢による衰弱が最も多くなっていました。

次に、運動器の機能低下リスクの該当者においては、男性より女性、前期高齢者より後期高齢者に多くなっており、特に女性の後期高齢者は、男性の後期高齢者より19.1ポイント高くなっています。また、外出の機会として、外出を控えている方は全体の24.0%となり、外出を控えている理由は足腰などの痛み、50.7%と最も多い割合でございました。

最後に、認知症に関する相談窓口を知っているかの問いに対して、「はい」と答えたのが26.9%となっており、前期高齢者では男性より女性、後期高齢者では女性より男性に多くなっています。

以上が集計・分析結果でございます。今後は策定委員会において予防対策や支援方法などを検討し、次期計画に反映させていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

令和2年7月27日開催の第91回社会保障審議会介護保険部会で基本指針について議論がなされ、そこで災害対策や感染症対策などが審議項目として示されています。厚生労働省の話によりますと、新型コロナウイルス感染症対策で思うようにスケジュールが進まないということです。しかし、一方で介護保険事業を円滑に進めるための最大限の努力は行っているというお話でした。町がすべきことは、調査結果を分析・考察し、今回の調査結果の動向を踏まえ、人口動態をしっかりと把握した上で2025年、2040年を見据えた施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせ、町民のニーズに合った対応をしていただきますよう併せて要望いたします。

次に、2点目の認知症施策における認知症サポーター養成の取組です。

同じく後期基本計画において、町は認知症サポーター養成講座受講者数を令和4年3月に1,800人とする目標値を設定しています。

一方、国は新オレンジプランにおいて、令和3年3月末に認知症サポーター養成講座受講者数を1,200万人とするという目標値を設定しています。

また、令和元年9月議会における私の一般質問、多度津町の認知症サポーターの目標人数を何人としていますかという質問に対して、町は現在、具体的な数値目標を設定していないが、国が人口の1割と定めていることから、町としても町人口の1割、約2,300人が目標となるものと考えているとご答弁されています。

なぜ、後期基本計画において、多度津町は町民の約8%を目標値とし、国の目標、また9月議会の答弁の約1割という数字から約2ポイントもの下方修正したのか、ご質問いたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の認知症サポーター養成講座受講者数の総合計画目標値についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、本町における認知症サポーター養成講座受講者数は、令和2年3月末で1,682人となっております。目標値においては、国が示す町人口の約1割、本町においては2,300人となりますが、約2ポイントの下方修正した理由につきましては、地域包括支援センターと現状の受講者数や地域包括支援センターの他の業務との配分等を検討協議した結果、今回の1,800人としております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問させていただきます。

認知症サポーターの事務局である全国キャラバンメイト連絡協議会のホームページを見ると令和2年6月末のデータが掲載されておりますが、総人口1万人当たりの講座回数は、香川県内で宇多津町、直島町に次いで下から3番目です。一方、講師役となるキャラバンメイトは、香川県内の町では一番多い42人となっております。このことから、認知症サポーター養成講座の取組方に問題があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。非活動のキャラバンメイトが18人もいるようであり、キャラバンメイトを有効に活用すればいいのではないかと思います。町の見解をお聞かせ下さい。先ほどのご答弁では、地域包括支援センターの現在の体制が不十分な点があるのではないかという印象を持ちました。大きな項目3番目の質問で行おうとしております地域包括支援センターの機能強化が十分ではないということになるのではないのでしょうか。その点いかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員のキャラバンメイトについての再質問に答弁をさせていただきます。

非活動のキャラバンメイトですが、高齢者保険課介護保険係の職員、地域包括支援センター職員、また以前介護保険を担当していた職員が受講し、講座開催実績がない状態でございますが、窓口業務等来庁者の対応で活用しております。地域包括支援センターの機能強化に向けて毎月1回から2回、地域包括支援センターと社会福祉協議会、高齢者保険課でそれぞれの業務、事業についての打合せを重ねております。その中で高齢者、介護、認知症といっ

たことに若い世代、特に子育て世代の保護者の意見を知りたく、関係部調査を計画しております。

また、認知症サポーター養成講座受講者数も、子供たちの受講者数が増えると国の示す目標値に届くのではないかと思います。今年度、8月17日には、放課後児童クラブで実施させていただき、15名の児童が受講していただきました。今後も認知症について普及啓発を子供たちにも行いたいため、放課後児童クラブでの開催の機会をいただきたく思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。

7月初めのマスコミ報道において、2019年中に認知症やその疑いで行方不明となり警察に届出があったのは、前年度よりも552人多い1万7,479人だったことが分かっています。

これに対して、武田 良太 国家公安委員長は会見で、ご家族や自治体、事業者と密接に連携し、地域社会全体で取り組むことが重要だと述べられています。

町は、後期基本計画では、重点取組事業名として認知症をめぐる地域連携の充実を上げ、認知症サポーターの養成、SOSネットワークの整備、認知症徘徊模擬訓練の継続的实施などを記載しています。また、担当課長会議資料では、国は認知症サポーター活動促進として認知症サポーターを中心とした支援チームの整備、つまりチームオレンジの整備に取り組んでいこうとしています。

大切なことは、武田国家公安委員長がおっしゃっているように、地域全体で取り組む「チーム多度津づくり」だと思います。その第一歩として、認知症サポーター養成はとても重要なことだと考えます。第8期介護保険事業計画では、現在の目標値を国の目標値レベルに上げて取り組むというお考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の認知症サポーター養成講座受講者数の介護保険事業計画目標値についてのご質問に答弁をさせていただきます。

第6次多度津町総合計画後期基本計画において、認知症をめぐる地域連携の充実を掲げ、認知症サポーターの養成、SOSネットワークの整備、認知症徘徊模擬訓練を実施してまいりました。今後も新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、実施できる方法で関係機関と協議の上、継続実施していく予定でございます。

また、認知症サポーター養成講座受講者数は、現在の第7期介護保険事業計

画においては実績のみを掲載しておりましたが、次期計画においては目標値について地域包括支援センターと協議検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議員（天野 里美）

再質問させていただきます。

令和元年9月議会において目標値を1割とご答弁されていますが、そのご答弁内容をこの議会において変更するという理解でよろしいのでしょうか。再度ご確認いたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の認知症サポーター養成講座受講者数の計画目標値についてのご質問に答弁をさせていただきます。

認知症サポーター養成講座受講者数につきましては、国が示しております町人口約1割、約2,300人を目標に地域包括支援センターと協力し、努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。よろしくお願ひいたします。

私は令和元年9月議会において、企業や小学、中学、高校生など幅広く認知症サポーター養成講座を実施していただくことを要望いたしました。現時点では、新型コロナウイルス感染症対策で講座の実施は難しいとは存じますが、町として実施に向けた検討をされたのでしょうか、ご質問させていただきます。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の認知症サポーター養成講座についてのご質問に答弁をさせていただきます。

認知症サポーター養成講座につきましては、町内校長会において平成25年以前に1度と平成31年1月11日にご説明し、お願ひしたところでございます。現時点においては、学校側からの講座についての受講希望などは来ていないのが現状でございます。今後も授業のカリキュラムに組み込んでいただけるよう、町内校長会等でご説明の機会を設けていただけるよう要望していきたいと考えております。

また、事業所の養成講座の受講状況は、平成22年に町内金融機関、平成26年に公益財団法人、平成27年に町内民間企業、平成29年に町内医療機関で行い、92名の方が受講されました。今後も高齢者の方との関わりのある事業所の受講の機会を設けていけるよう働きかけていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

済みません、再質問させていただきます。

全国キャラバンメイト連絡協議会のホームページによると、令和2年6月末現在で全国的には学校における講座回数は5万9,614回、サポーター数は340万8,470人となっています。これに対し、多度津町はゼロです。先ほどのご答弁では、受講を希望しない学校側にも問題があるようにとれるのですが、その点、教育委員会はいかがお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

教育長（三木 信行）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

近い将来、確実に高齢化社会において大きな役割を担わなければならない子供たちが認知症を正しく理解するために、また誰もが認知症になっても安心して暮らせる社会を構築していくために、あるいはそして誰もが心のバリアフリーを持つ社会になるためには本提案は大切なことであると考えます。今後、学校の中で展開していくことを検討していきたいと思いますが、まずその意義を教職員や児童・生徒が十分に理解をすること、そして他の教育活動とのバランスを図ったり、キャリア教育など今ある活動との関連を図ったりしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。よろしくお願いいたします。

再々質問になりますが、企業や団体という時に町役場や介護サービス事業も含まれると思います。介護サービス事業所は、認知症サポーターの地域のリーダー的役割を担うものです。町職員はどの部署においても高齢者と関わりがあるはずですし、高齢者の人権という観点からも町職員は率先して認知症サポーターになることが大切であると考えますが、その点どう取り組まれているのでしょうか、お伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の町職員の認知症サポーター養成講座についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町職員への認知症サポーター養成講座の開催につきましては、地域包括支援センターと開催計画を立て、人事部局と協議の上、実施に向けて検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。

全国キャラバンメイト連絡協議会のホームページには、令和2年7月7日付

で新しい生活様式における認知症サポーター養成講座についてが掲載されています。ご存じだとは思いますが、この内容を参考にしてコロナ禍における講座についても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、ご答弁いただきましたように、町職員に対する認知症サポーター養成講座の実施に向けて取り組んでいただきますとともに、ご答弁にはありませんでしたが、介護サービス事業所に対する実施も併せてご検討いただきますようご要望いたします。

また、私の左手に着けさせていただいております、こちらがオレンジリングです。ご存じの方も多くいらっしゃると思います。認知症サポーター研修を受講された方に渡されるオレンジリングです。このオレンジリングを着けられている方が一人でも多く増えることが、安心して住める町多度津町へと繋がっていくのではないのでしょうか。どうかよろしく願いいたします。

続きまして、3点目です。

地域包括支援センターの機能強化についてです。

後期基本計画の重点取組として、地域包括支援センターの機能強化とあります。地域包括支援センターとは、介護予防マネジメントや包括的支援事業等の実施を通じて地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健・医療の向上及び福祉増進を包括的に支援することを目的としており、地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、その機能強化は重要な課題であると認識しています。

また、昨年12月に社会保障審議会介護保険部会が取りまとめた介護保険制度の見直しに関する意見では、今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、その機能や体制の強化を図ることが必要である旨が明記されたところ です。

地域包括支援センターの機能強化は、町の前期計画でも重点取組であったと思いますが、平成28年から令和元年における実績と後期計画における具体的な目標はどうなっているのかご質問いたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の地域包括支援センターの機能強化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

第6次町総合計画の後期基本計画において、地域包括支援センターは在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備事業を実施することによって機能を強化することと位置づけられました。

本町では、平成27年度から関係機関が集まり、ワーキングを実施し、2年間話し合った結果、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア

会議の推進は地域包括支援センター、生活支援サービスの体制整備は社会福祉協議会が主体的に実施することとなりました。また、在宅医療・介護連携の推進のうち、相談窓口は高齢者保険課に設置し、各機関が連携し、さらなる機能強化が行えるように体制を整備しました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問させていただきます。

令和2年5月29日付で地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化についての通知が厚生労働省から出されており、センター業務の状況を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図っていく必要があるとされており、市町村や地域包括支援センターはセンター事業について評価を行い、必要な措置を講じなければならないとされています。その点の取組についてどのように考えられていますでしょうか、お伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の地域包括支援センターの事業評価についてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成30年度より事業評価を行ってきております評価を基に、地域包括支援センター運営方針を毎年提示しております。令和元年度では、2つの重点事項を提示しております。一つ目は、地域ケア会議を活用し、地域の関係者や専門職と連携した高齢者等を地域で支え合えるための仕組みづくりに取り組むこととし、「たどつ支え合い笑顔の会」の協議体の座談会の開催に引き続き協力し、地域のネットワークを構築することと地域ケア個別会議による個別ケースの検討についても積極的に行い、支援していくことであります。目標値は年間5事例以上としておりましたが、実績は3事例でございました。

2つ目は、認知症高齢者の支援困難な者に対して、町内医療機関と連携して支援に取り組むこととしております。こちらもケース会議を行い、支援を行ってきました。令和元年度では31件の支援を行い、個別の対応を行ってきました。1つ目の地域ケア個別会議の実施回数は目標値に達成していませんでしたが、認知症高齢者の支援困難事例のケース会を合わせると目標値を上回っての会議が実施できたと評価しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

担当課長会議資料によると平成30年度から全国で統一して用いる評価指標を導入し、市町村における全国の状況との比較等を行い、地域包括支援センター運営協議会等での検討を通じて適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進めているとありますが、多度津町包括支援センター運営協議会に

おける検討状況はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の地域包括支援センターの事業評価についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、地域包括支援センターにおいては、保健師2名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員3名、看護師1名、介護支援専門員4名の人員体制で支援を行っております。また、平成30年度より、毎年、地域包括支援センターの事業評価を行い、適切な人員体制の確保や業務の重点化、効率化を進められるよう、実施状況を把握しております。

なお、地域包括支援センターの運営協議会は年1度は必ず開催し、今年度におきましても令和2年6月22日に開催いたしました。協議事項につきましては、昨年度の決算報告及び事業報告及び今年度の予算案及び事業計画について、介護サービス事業者、被保険者、保健・医療、福祉関係者の方10名の委員の方に協議していただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問をさせていただきます。

運営協議会等では、その検討を通じて適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進めなければならないはずですが、そういった議論はされたのでしょうか、お伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の地域包括支援センター運営協議会についてのご質問に答弁をさせていただきます。

運営協議会では、決算報告については今年度は前年度との対比を含めた表記についてご指摘をいただきました。事業報告では、一般介護予防事業をはじめ、相談業務、ケアマネジメント業務等の報告を行い、また新たに行う事業についてはその場で説明などを行い、ご質問とご意見をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

分かりました。

次に繋げていく意味においても実りのある運営協議会であり、その内容こそが重要視されるものだと思います。再度その点ご検討いただきますよう要望させていただきます。

最後の質問です。

後期基本計画の地域包括支援センターの機能強化のところには、括弧書きで

「住民の意識改革のための情報発信」とありますが、住民の意識改革とは具体的にどういうことを示しているのかお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

失礼しました。天野議員の住民の意識改革についてのご質問に答弁をさせていただきます。

地域包括支援センターとの機能強化の関係におきましては、現在、社会福祉協議会が主体となって実施しております生活支援サービスの体制整備事業があります。この事業は、社会福祉協議会が主体となって実施しておりますが、常に地域包括支援センターと連携活動をしており、地域住民の共助による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めるものであり、これらの自助、共助をご理解していただくことであります。そのため、住民主体の助け合い、支え合いのまちづくりを目指し、新しい住民の支え合いの仕組みづくりを検討、実行する生活支援整備協議体「たどつ支え合い笑顔の会」を平成28年10月4日に発足しました。発足までに講演会や住民座談会を開催をし、準備を進めてまいりました。発足後も町単位での協議会の会議を重ね、住民向け座談会を開催しております。平成29年度では25回の会議等を行い、延べ514人の参加者数、平成30年度は30回の会議等、延べ342人の参加者数、令和元年度は25回の会議等、延べ282人の参加者数であります。住民向け勉強会では、カードを用いて助けて欲しい内容の書かれたカードを手元に持ち、グループの中の他の人に交渉し、助けを求め、助けてあげるといった助け合いゲームを行いました。助けられることの大切さと助け合う楽しさを疑似体験してもらうことで、自助、共助を考えてもらう機会を設定をいたしました。今年度は移動支援として運転ボランティア養成講座を開催をし、先進地への視察研修をし、移動支援の実施に向けて社会福祉協議会や地域包括支援センターと協働し、進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問させていただきます。

住民向け座談会を開催しているとのことですが、参加人数が平成29年度、25回の会議等で514人、平成30年度、30回の会議等で392人、令和元年度、25回の会議等で282人と減少しています。参加人数が減少している中で十分な機能強化ができているとお考えでしょうか、お伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の参加人数の減少についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、人数については減少傾向にあります。開始時は興味を

持った住民の多数の方々に参加していただきましたが、現在は地域での課題に興味を持ち、継続的に取組を真剣に考える方が会に参加していただいております。自主的に地域課題を考え、その対応策に取り組んでいきたいと希望している住民と社会福祉協議会、地域包括支援センター、町が協働し、それぞれの機能強化に努めております。今後、この方々の活動を基に輪が広がることを期待しており、有償ボランティア等による移動支援の実施を計画しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。

移動支援を予定されているということですが、移動支援は生活支援のごく一部であり、生活全般について目配りをしていただくことが大切だと考えます。また、住民の研修等を行う際は、具体的なスケジュールを住民に示すことで住民の輪が広がっていくのではないのでしょうか。どうかよろしく願いいたします。

最後になりましたが、多度津町人口ビジョンを見ると、多度津町の老年人口は2025年をピークに減少傾向になるようです。一方、生産年齢人口、現役世代はデータとして掲載されている1985年以降減少傾向に歯止めがかかっておりません。高齢化率は上昇し、生産年齢人口は減少しています。今回の第8期介護保険事業計画では、この状況を踏まえ、厚生労働省は介護サービス利用者と介護現場のための介護現場促進会議の基本方針を反映し、総合的な介護人材確保の対策や働き方改革を進めようとしています。多度津町におきましても、これらの状況を意識するとともに、今後、高齢者が増加しない傾向を踏まえ、将来のサービス見込み量を推計する際に、従来 of 自然体推計を基本とした過去の実績を踏襲する実績踏襲型の見込み量だけではなく、確かにこれも重要な視点ではありますが、2025年、2040年に向け、多度津町が目指すべき将来像を明確にし、その達成を見据えたサービス提供体制の構築方針を検討した上で、自然体推計に基づく見込み量を修正することが必要なのではないのでしょうか。多度津町民が安心して長生きするためのビジョン達成型介護保険事業計画であることを要望いたします。

これで私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって3番 天野 里美 議員の質問は終わりました。

次に、10番 古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

10番 古川 幸義でございます。

質問の前にお願いがございます。先ほどから、理事者側の答弁がエアコンの送風機の関係でちょっと聞き取りにくいところがございますので、私の勝手ではございますが、しばし送風機の音をセーブしていただければと思っております。済みません、よろしくお願いいたします。

それと、質問の前に、コロナウイルス発症のニュースが連日、浜田知事から記者会見が行われ、昨日の時点では87症例目が出て、死亡者の方は昨日で2人目ということで、コロナウイルスの発症のことでお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたします。

それでは、通告順により次の質問をいたしますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

質問は、「長引くコロナ禍！本町は」についてお伺いいたします。

連日、コロナ感染症患者の多発が報道され、まだまだコロナ感染発症者の通知がいまだに減らない現実に、将来への不安やコロナ感染制圧に転じない現実にいら立ちを感じる人は多いと思われまます。

比較的感染者数の少ない香川県でも、長引くコロナ禍の中で、景気の悪化がもたらす影響は、リーマン・ショックを遥かに超える現状となっているのではないのでしょうか。

第2四半期のGDPが前期比7.8%の落ち込みを見せており、景気の悪化の速さや期間、要因の深刻さはリーマン・ショックを遥かに上回っているのは現実ではないのでしょうか。

先日の報道では、四国の倒産件数は8月末現在97件で、コロナでの影響は5件と発表され、新規採用の取りやめや非正規採用、アルバイトでは休職や解雇などを強られる事態が数多く発生していることが報じられております。

2020年6月10日の日本経済新聞朝刊一面に「地方の財源不足最大規模」というニュースがありました。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、地方の財源不足は過去最大だったリーマン危機後の18兆円を上回るとの見方があります。地方財政がこの未曾有の事態を乗り切るにはどうすればいいのかと記事が出ており、2020年以降に不安を強く感じております。

そこで、次の質問をしてみたいです。

長引くコロナ禍によって、今後、本町にどのような影響があるのかを町長に伺います。

町長（丸尾 幸雄）

古川 幸義 議員の長引くコロナ禍における今後の影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国経済全体の先行きが不透明な状態になり、国におきましては来年度予算が見積もりがたい状況にあ

るとして、概算要求の期限を9月末まで1ヶ月延長し、新型コロナウイルス感染症など緊要な経費につきましては、別途所要の要望が行えるとしております。

現時点での本町財政への影響につきましては、歳入面では町税等の徴収猶予や還付金の発生等、少しずつ影響が現れてきております。また、歳出面では、新型コロナウイルス感染症に関連する巨額の予算を計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫支出金を充当しており、本町の一般財源への影響は少ないものとなっております。しかしながら、国と同様に先行きが見通しづらい状況にありますが、今後の財政運営におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が拡大していくことが懸念をされております。国や県からの情報はもちろんのこと、幅広く情報を収集、分析するとともに、本町の税収等の歳入把握に努めてまいります。また、歳出におきましては、影響度は不透明であります、少なからず歳入が減少することを前提に、今後の補正予算や来年度以降の予算編成に臨んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に再質問がございます。

倒産件数の内容や有効求人倍率の傾向などを私が質問に記載しておりませんので、答弁を疑う訳にはまいりませんが、町には影響があると思っております。

2020年コロナ禍の中で、現実にはどのようなことが起きているのか、実態調査を自ら調査しましたので、ご報告いたします。

四国地区企業倒産集計2020年上半期報から、倒産件数97件、負債総額は167億1,700万円、前年同期92件に対しまして5.4ポイントの増加となり、業種別では小売業21件、構成比では21.6%、次いで卸売業、サービス業が各20件で、構成比率は20.6%、次いで建設業、製造業、各12件で各12.4%となっております。負債総額では5,000万円未満が46件、全体の中で47.4%と最多であり、次いでは1億円以上5億円未満が24件、構成比率では24.7%となっております。5,000万円以下1億円未満が18件となり、構成比率は18.6%となっております。負債総額全体として、前年同期281億7,900万円に対し、マイナス114億6,200万円となり、減少とはなっておりますが、なぜその結果が出たのかについては後で述べることにいたします。

また、倒産の県別で表しますと、徳島県が35件、全体の97件の構成比の中では36.1%、次いで我が香川県が23件、全体の中で23.7%でございます。次いで、高知県が20件、全体の中では20.6%となっております。最後に、愛媛県

が19件で構成比は19.6%となっております。

以上述べましたように、深刻な状況が今現在現れております。しかしながら、この数値は、今回のコロナ対策の政府金融機関による手厚い金融支援によって目先の手元資金を確保できたからこそ、この数値にとどまっていると判断いたします。

また、有効求人倍率においては、近隣の丸亀ハローワークでこの数値を調べてまいりましたが、令和1年7月で1.41に対し、令和2年7月では1.09と0.32ポイント下落しております。求人においては、新規求人数1,164人であり、対前年同月比17.5%の減少、内訳は製造業186人、対前年同月比40.4%の減少でございます。次いで、卸売、小売業では123名で、対前年同月比6.1%の減少、医療・福祉では306人、対前年同月比23.1%の減少となっております。サービス業は98人で前年同月比12.5%の減少であり、パート新規求人は443人で対前年同月比21.0%と減少して、求人は前年と対比すると大幅に減少しております。就職に関しては、就職件数223件で、対前年同月比33.8%減少している状態であります。

このような結果が出ておまして、やはり倒産件数の内容や有効求人倍率の傾向が本町には影響があると思われまます。どのようにお考えでしょうか、よろしくお願ひいたします。

総務課長（神原 宏一）

古川議員のご質問に答弁させていただきます。

先ほど古川議員、色々と有効求人倍率や倒産件数等、ご報告いただきまして有難うございます。多度津町内においては、まだきちんとした把握ができておりませんが、少なからず町の財政運営においては影響がしてくるものと思ひますし、今後そういう部分が広がっていくという懸念があると思われまます。

町の財政自体については、今年度については少ない影響で済むものと思われまますけれども、今後、来年度、再来年度と進んでいく、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大がどのようになっていくかによりましても変わってくるものと思ひますので、そういった点も含めて今後も引き続き町内の状況についても調査分析してまいりたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして再質問はございませんが、所感を少し述べさせていただきます。

緊急事態宣言が解除となり、新たな生活スタイルに順応して持ち直していく企業もあろうかと思ひますが、一方では手持ち資金が不足し、事業の継続を

断念する企業も多いと思われます。世界的な景気はまだまだ回復せず、コロナの第2波、第3波が懸念される中で、大企業のしわ寄せが幅広い分野に及ぶところが予想されますので、今後は警戒心を持ち、今まで以上に緊張感を持ち、財政に向かうべきではないでしょうか。2019年までの今までの世界と、2020年、これからの世界は確実に違っていることを我々は対峙し、自覚していなければならないと思うのであります。

それでは、次の質問に入ります。

今後、将来負担比率の増加傾向について、またその起因とされる要因も併せてお伺いいたします。

総務課長（神原 宏一）

古川議員の今後の将来負担比率の増加傾向についてのご質問に答弁をさせていただきます。

将来負担比率とは、一般会計が将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合を示す指標であり、主な増加要因は町債残高の増加や充当可能基金の減少などです。令和元年度の将来負担比率を含む健全化指標につきましては、会期中に開催されます総務教育常任委員会でご報告させていただきますが、令和元年度の将来負担比率は152.7%となり、平成30年度の134.6%より18.1ポイントの増と大きく増加しております。これは将来負担額として1市2町給食センター建設に係る債務負担行為に基づく令和2年度以降の支出予定額約6億8,500万円が新たに計上されたこと及び財政調整基金残高が減少したことが主な要因でございます。今後計画しております新庁舎・ホール棟の建設や駅周辺の整備事業などに係る起債の総額は30億円を超えることが見込まれ、これにより町債残高は大きく増加することになります。また、普通建設事業費の増加に伴います公債費の増加に加えて、新庁舎への引っ越しや備品購入など物件費の一時的な増加や会計年度任用職員制度開始による人件費の経常的な増加など歳出の増加が想定されます。これにより生じます一般財源の不足は、財政調整基金の取崩しにより補填することになるため、財政調整基金残高は大きく減少することが見込まれます。これらのことから、将来負担比率は大きく上昇し、庁舎が完成する令和3年度には195%を超え、それ以降も数年間にわたって150%を超える高い水準が続くものと見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問は、次の質問と併せていたしますので、次の質問に入ります。

2020年度以降、新庁舎等の整備事業や跨線橋、昇降設備、多度津駅周辺開発整備事業などの実施により、将来負担比率は悪化が見込まれ、コロナ禍と併

せればさらに悪化が懸念されると思われ、また今後の事業計画も、将来に向けてどのような対策を講じていくのか、町長にお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の今後の事業計画と将来に向けての対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にありますように大規模事業が継続する中、本町財政は非常に厳しい局面を迎えていると思います。このような状況の中、財政運営におきましては中・長期の収支バランスについての展望を持ちながら、毎年度の収支を健全な状態に保つため、歳入歳出両面での見直しや改善に取り組んでいく必要があると考えております。

歳入におきましては、引き続き有利な起債や国、県等の補助制度を最大限活用するとともに、ふるさと納税の推進等も含め、新たな財源の確保を検討してまいります。さらに、歳出におきましては、既存事業の廃止や縮小、統合等も含めた抜本的な見直しを行うとともに新規事業につきましては、事業実施後の財政への影響度を見極めた上で緊急性や安全性、事業の実施効果等を勘案する中で、優先順位をつけ、より慎重に実施する等、歳出抑制を図り、適正な財政運営に努めてまいります。

コロナ禍が本町の歳入歳出両面にどのような影響を及ぼすかにつきましては、現時点では不透明な状況にありますが、毎年度、歳入に見合う歳出となるよう、極めて厳しい態度で財政運営に臨むことが肝要であると考えております。今後の状況を注視しながら、将来負担比率の上昇を抑制できるよう、起債の抑制や財政調整基金の確保等を堅実に進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問でございます。

今回の監査委員の指摘にもありますよう、令和2年度の法人税、町民税は、コロナ禍の影響により減少が見込まれます。よって、不要不急の事業に対し控え、一層の歳出削減に取り組み、緊張感を持って財政運営に努めることが求められると述べられております。

多度津駅周辺整備などは、慎重に今一度検討するべきではないでしょうか。駅のバリアフリー化を進める上で、今年半期の経常利益がコロナ禍によって多大な損失を被り、事業を推進するが上になかなか捗らない要因となっているのではないのでしょうか。

また、駅は予讃線、土讃線の分岐で歴史があり、四国では主要な駅であり、利用者は多いが駅としての建物の老朽化、施設もまた老朽化、バリアフリー化が未施工のため利便性などが悪く、本来の駅の格付要素として魅力のない

駅として駅格差として上げられております。駅周辺に多額の予算を計上し投資しても、将来の町民が潤う要因となるのかお答え願いたいと思います。

先に憂いを感じずることは、払拭しなければならんと感ずるところでございます。新たな事業を施行する上で、施行後何年か経過し、費用対効果を生じない事業は町民全体の期待や希望を損なうことであり、今一度検討するべきではないでしょうか。

長引くコロナ禍において、倒産件数の増や失業者増という状況下で、様々な事業を推進していくことは世情に相反するところもあり、行政や議会は町民の心情を図り、民より先に憂いて民が楽しんだあと自分が楽しむ、まさしく先憂後楽の行動を取るのが、今の長引くコロナ禍で行う行政や議会を担う者の務めと思っておりますが、いかがでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今、私どもがまちづくり、それから駅周辺の活性化等を含め、色々な事業、施策を行っておりますが、このことにこのコロナ禍の影響を受けて遅くなるとか、また事業を変更するとか、そういうことは一切考えておりません。それは、今ご質問の中にJRの駅舎のことがありました。JRの駅舎のバリアフリーに関しましては、これは主体がJR四国さんになりますので、私どもの看過するところではありませんので、今、JR四国さんは今のところ70何%の減収というようなこともテレビ、新聞等で報道されておりますので、このバリアフリーにつきましては、計画どおり行われるかどうかというのは今ここで私が申し上げることでもありません。ただ、そのことと駅周辺の開発とはまた別のことでありまして、駅周辺の活性化、また多度津町の歴史、伝統文化を生かした魅力のあるまちづくりと人づくりというのは、これは町が独自で行う事業でありますので、今計画をしているとおり、スムーズに行えるように、歳入と歳出のバランスを取りながら行っていこうと思っております。そのバランスというのは、歳入に関しましては、先ほど私も答弁で申し上げましたけども、新たな財源を生み出していくということ、例えば町営住宅の利活用とか町営住宅の跡地の利活用とか、様々なことを含めて町の町税収入が増えていくように考えていきますし、またそれだけではないんですけども、色々また検討していることもありますので、その時には議員の皆様方にもご検討いただくようなことになると思います。同じように、歳出を減らしていくということ、そのことも色々なことが考えられておりますので、先ほど申しましたように、歳入と歳出のバランスを考えて、財政状況を健全化をしていくということが大事だと思っております。

先ほどからずっと述べておりますように、この庁舎の建て替えと、それから

ホール棟というのは、多度津町の中ではもうこの2つの施設だけが耐震ができてない施設でありますので、これを町民の命を守るためには、早く建て替えをして耐震を十分なものにしなければいけない。そういう中で、少々無理をして、今回この2つの建て替えを合築という形で行っております。そのこのところの今までの私の財政運営の中では、健全な財政運営を行っていく上で、私がいつも目指している指標というのがあります。その中の一つは財政調整基金もありますし、色々なものが少し、ここでは述べるまでのこともないと思いますので、そういうことも考えながら常に行っておりますが、今度のことに関しましては、少々無理をしているというところも否めないところがあります。それは町民の命を守るということでもありますので、そのこのところのご理解をいただいて、これから先ほどから申しておりますように、財政の健全化を常に計りながら、町政の運営に当たっていこうと思っております。よろしく願いをいたします。

議員（古川 幸義）

再質問ではございません。要望でございます。先ほど述べましたが、先憂後楽ということ。このコロナ禍が3年、4年になるかは分かりませんが、その長い10年というスパンで必ず結果は出てくると思われます。

あとで、町民の皆さん方とこの議会、また行政が取ったことは正解であったと切に願うところでございます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

コロナ禍により、各課では当初の事業や計画に変更が生じていると思われませんが、今後の方針や変更があれば伺いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

古川議員のコロナ禍による当初の事業や計画の変更に伴う今後の方針等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

政策観光課の関連事業といたしましては、毎年、多度津町観光協会と共催しております「たどつさくらまつり」、「たどつ全国凧あげ大会」、「たどつ夏まつり」が全て中止となっております。今後、観光協会の役員会において、中止されたイベントに代わる事業についての協議を行う予定でございます。

また、日本ウインドサーフィン連盟中四国支部主催のウインドサーフィン大会が昨年引き続き海岸寺沖合で開催される予定であったことから、大会への講演及びSUPの無料体験や飲食ブースの出展など、大会に合わせたイベントの開催を計画しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、ウインドサーフィン大会が中止となりましたので、本町で予定しておりました事業につきましても中止といたしました。

なお、関係事業費につきましては、SUP体験等の委託料28万円、大会負担金21万円の合計49万円を本定例会において減額する補正予算案を上程いたしております。本年は中止となりましたが、海岸寺周辺の活性化のため、関係者との協議を継続し、来年以降も海岸寺沖合で大会が開催されるように努めてまいります。

コロナ禍でのイベント開催につきましては、慎重な対応が求められておりますので、今後も国、県の発表する開催基準等に留意しながら、イベント実施について検討し、実施する場合は3密対策、検温の実施や参加者への新型コロナウイルス接触確認アプリCococaのインストール周知などの感染防止対策を徹底してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

続きまして、健康福祉課よりお答えいたします。

健康福祉課におきましては、当初計画しておりました事業として、例年10月に開催しております「健康フェスタ」が中止となりました。事業費として約96万円を計上しておりましたが、年度内にフェスタに代わる事業の実施は難しいため、今後、不用額として計上させていただく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

高齢者保険課につきましては、10月に予定しておりました「ねんりんピック」の開催を理事会で協議し、中止としました。その予算、委託料41万円のうち10万円弱を予算流用し、自粛生活が続く中、家庭内で簡単にできるストレッチやトレーニングのイラストが描かれた健康長寿へステップアップカレンダーを作成し、老人会会員に配布いたしました。

なお、執行残につきましては、今後、不用額として計上させていただく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

教育委員会の事業といたしましては、本年度、令和元年度の繰越し事業として国庫補助の採択を受け、多度津小学校の中棟、豊原小学校校舎及び四箇小学校校舎の外壁剥離等改修工事を実施する予定でありました。今回の改修工事は校舎への立入りを制限する工事もあり、児童が不在である夏休みを中心に実施する予定でありました。しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症予防対策により、夏休みが短縮することになり、当該工事については短縮された夏休み期間中で完了することは難しく、工事内容には廊下、天井の改修も含まれるため、足場等の関係で教室への入室も不可能となるほか、

工事は騒音が発生するため、感染症予防対策である教室の換気をする際に授業に支障を来すことが予想されるため、本年度の工事施工を中止することといたしました。

なお、当該事業につきましては、令和3年度実施に向け国庫補助申請を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

各課で答弁をされましたが、今日のコロナ禍での状態で事業を行うのは、感染拡大を未然に防ぐ施策としては当たり前の決断だと思っております。しかし、コロナ禍の中で何ができるのか、また、できる企画やプレゼンテーションなどを行い、各課独自で発案していただきたいと思っております。日頃、町長もそういう発案を心待ちにしているとも聞いております。是非とも、当初予算で決定したものを不用額で計上せず、町民にとって今何が必要か、逆境でこそ逆転の発想の案に期待しております。この答弁は、町長の思いを少しだけ語っていただければ。

町長（丸尾 幸雄）

どういう質問、今僕が思っているのと多分違うかも分からないので、もう一度。

議員（古川 幸義）

各課でコロナ禍に何ができるか、また、できる企画やプレゼンテーションなどを行って各課独自で発案していただきたいと思っておりますということと、日頃、そういう各課から意見、発案を町長がもう心待ちにしているということ聞いております。

町長（丸尾 幸雄）

答弁するまでもなく、今おっしゃったとおりなんですけども、そのことでしたらもういつも私どもが職員の皆さんにお話ししていることと一緒にことになってくるんですが、とにかく英知と勇気と情熱を持って創意工夫、アイデアを自分の持っているものを出して、そしてそれを思い切って、失敗を恐れることなくやって欲しい。これは今、約190何名の多度津町の職員のみみんなの共通認識にしていると思っておりますので、こういう難局に当たって、そういう色々なアイデアが出てくることを期待しております。今、全く同じようなことになってしまっただけで、答弁としていかなものかなと思っておりますけども、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

要望事項ですが、何度も言いますが、逆境でこそ逆転の発想を是非ともよろしくお願ひしたいと思ひます。まだ時間がござひますので、少しだけ所感

を述べさせていただきます。

私は多度津町の歴史を語るには知識が乏しいのですが、近年の多度津町の半世紀のことについて述べさせていただきますと、私の住むところは堀江地区で、近くに海があり、瀬戸内海に沈む夕日は誠に美しく、当たり前のように美しい景観が近くに広がっておりました。少年の頃は近くで魚釣りや夏は海水浴をしておりましたが、50数年前にその親しみ慣れた海が埋め立てられ、多度津町は臨海事業を行い、今日に至っている次第でございます。当時は美しい景観が失われることに寂しさを感じましたが、今日の多度津町を考えますと、あの当時の多度津町の行政や議会の選択は、今日の多度津町の安定した力となっていると言っても過言ではないかと思っております。

人口減少でも、今後十数年においても、他市町と比べると急激な減少は見られず、税収入も他の市町と比べてみますと、町レベルでは稀に見る多さを感じ取られます。過去の先人が作ったこの業績は、まさに町民にとってよい歴史と言えるのではないのでしょうか。

今はコロナ禍と財政の不調時期の始まりと言える時期でありますので、ならばここは先人たちが残した優良な遺産に敬意を払い、行政と議会と町民が力を合わせ、窮地を脱するのが良い歴史を創作していくのではないのでしょうか。是非とも、このことを伏して願い、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって10番 古川 幸義 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開を2時55分にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時55分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、4番 兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

4番 兼若 幸一、一般質問を行います。

学校教育の状況、多度津町職員についての2点、質問をいたします。一問一答方式でお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、企業や住民生活はもちろんのこと、教職員の教育活動への影響も大きく、先日の新聞記事に政府が4月に緊

急事態宣言を出した7都府県の小中高などで勤務する校長や教頭、教員、学校事務員に協力を求め、アンケートを実施しております。

その結果によりますと、回答者1,203人のうち684人が現場で体調不良を訴える人が増えたと回答し、業務別に負担の重さを聞いた質問では、校内の消毒作業、学習遅れの取戻しが上位に上がったとあります。また、疲労やストレスを感じた時、子供の話をしっかり聞けなくなったかとの質問に対し、とても思う、まあまあ思うと回答した人は33.7%の405人おり、子供との関係の変化を実感しているようです。

同様に、必要以上に子供を叱ってしまう、いいかげんな授業をしてしまうと感じている割合も高い結果が出ています。

また、文部科学省は2022年度を目途に、小学5年・6年の理科、英語、算数に教科担任制を本格導入を目指すとしています。教科担任制拡大により、教育の質向上や過重労働が問題となっている教員の負担軽減に繋がると指摘し、小・中学校双方で教えやすくするため、教員免許取得の要件を弾力化する方針を示しています。

そこで、教育長にお伺いいたします。

まず1点目、多度津町内の学校関係者の新型コロナウイルス感染拡大の影響はないのか。また、このような調査の実施が必要であると思いますが、お伺いいたします。

教育長（三木 信行）

兼若議員の学校関係者の影響と調査についてのご質問に答弁をさせていただきます。

教職員には、日々の感染防止対策への対応、制限のある中での授業づくりや教育活動などこれまでにない業務の増加と業務への工夫が求められています。しかし、それらに加えて教職員の多くが自分が感染をし、校内に広げる原因になるかも知れないとの心理的な不安を持ちながら勤務をしています。また、体調が良くないと感じた時には、積極的に休むこととしていますが、その判断に迷うこともあります。そして、何よりも自己の体調管理と私的な行動にも細かく気遣いをする日々を過ごしていることが伺えます。

一方で、教職員は学校再開後の教育活動を通してプラスの経験則も得ています。それは、手洗い、マスク、換気、お互いの距離を取るなど基本的な感染防止対策が確実に効果があるとの実感を持ちつつあることです。そして、何よりも多くの先生たちが、学校が再開をされて子供たちと過ごすことへの喜びを改めて感じていることが伺えます。

教職員対象の調査についてですが、各教職員の心身の状況については、各学校の管理職や学年グループ等の職員間でお互いが掌握できる共同体制があり

ます。また、これらの各園学校の状況は、これまで数多く開催してきました臨時校長会等の場で情報共有を行い、連携した対応を図ることができています。しかし、議員ご指摘のとおり、数値による客観的なデータによる検証も大切であると考えられます。今後、校長会等での話し合いを通して、必要に応じ実施について検討をしていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2点目です。

新型コロナウイルスの影響で夏休みも例年より短く、また、学校行事も例年と異なり、3密を避けた生活環境となり、子供への影響、変化は見られないのでしょうか、お伺いいたします。

教育長（三木 信行）

兼若議員の子供の影響、変化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

色々な制限がある学校生活から生じるストレス等、心理的な影響が多くの子供に生じていると考えられます。そのため、各園、学校では常に細やかにアンテナを張り、個の状況を把握しながら個別の指導と支援に取り組んでいます。また、教員はもとよりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用しての個別の相談体制の充実を図っています。

一方で、5月末から徐々に学校が再開をされてからは、友達と同じ教室で学ぶ姿、プールで元気に泳ぐ姿、部活動に真剣に取り組む姿など子供たちは制限のある中でも仲間と過ごすことで着実に元気を取り戻しています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

3点目です。

G I G Aスクール構想の実現に向けて、各家庭のインターネット環境の実態調査を実施し、環境が整備されていない家庭に対しては支援策等を検討するとのことご答弁を6月議会でいただきましたが、調査結果と支援策についてお伺いいたします。

教育長（三木 信行）

兼若議員のG I G Aスクール構想の実現に向けて、各家庭のインターネット環境の調査結果と支援策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今年6月に各家庭のインターネット環境整備状況を小・中学校の保護者に対してメールで調査をした結果、約92%の家庭にインターネット環境が整備されているとの結果が得られました。

この結果を踏まえて、インターネット環境が整備されていない家庭への支援

策として、町で購入したモバイルルーターを貸し出し、家庭の通信環境を支援する整備を進めてまいります。

なお、モバイルルーターの通信費については、就学援助等を受給している世帯については町費負担とするなどの対応を検討をしています。また、オンライン授業で利用できるコンピューター等がない家庭については、今年度整備予定としているタブレット端末を家庭で利用することを許可するなど柔軟な対応を考えています。そして、これらの整備が調べば、家庭でオンライン授業を受けたり、一部の生徒が登校し、複数の教室に分散しながらのオンライン授業を受けたりすることで、ある一定の学びの補償が実現できるものと考えられます。

なお、GIGAスクール構想事業の進捗状況としましては、8月に校内LAN整備の事業者が決定をし、令和3年2月末に完了予定としています。

なお、本年12月から令和3年1月に校内での高速通信開始を目指して授業を進めてまいります。また、タブレット端末整備については、10月中旬に事業者を選定できるように準備を進めています。整備については、今年度中を予定としています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただいまの答弁について再質問をさせていただきたいと思います。

モバイルルーターの通信費については、就学援助等を受給している世帯については町費負担とするなどの対応策を検討されているとのことでしたが、全額を町費で負担されるのでしょうか。また、負担される場合の予定される費用については、幾らぐらいの金額になるのかお伺いいたします。

教育長（三木 信行）

兼若議員のオンライン授業等についての再質問についてご答弁をさせていただきます。

今後の予定についてですが、その費用等については未定なところがございます。試算といたしまして、例えば1時間のオンライン授業を受けるに当たって、ある学校では約200円程度のものが要するという風には聞いております。ただ、ウェブ会議システムがどうであるのか等によって細かな試算は現在できておりません。

もう一つ、先ほどの答弁でも申し上げましたが、非常に実効性が上がるオンライン授業といたしましては、もし家庭にネット環境がない、あるいはそういう端末がない、児童・生徒については実効性を考えれば、分散して少ない人数で登校して、その中で学校においてオンライン授業を受ける方法というのも非常に有効ではないかと思っています。そのあたりも並行して考えなが

ら進めていきたいと思っております。従前にも、ご答弁をさせていただきましたが、オンライン授業につきましては、小・中学校の児童・生徒の学びを緊急的に行うものであって、決してそのまま教育課程の代わりになるものではないと考えております。もちろん、今後、大規模な感染拡大でどうしても休業となってしまった時のために準備をしておく必要があると考えます。物の準備と教員のスキルアップと児童・生徒への事前の指導も大切だという風に考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

もう一点再質問なんですけど、タブレット端末の整備については10月中旬に業者を選定し準備を進められているということで、整備については今年度中を予定しているということなんですけど、実際に運用については、それでは来年度より端末の使用が可能という風に考えてよろしいでしょうか。

教育長（三木 信行）

兼若議員のご質問に答弁をさせていただきます。

タブレット端末等の整備については今年度中ということで、次の年からは活用できるようにという風に考えております。ネット環境の方は、先ほど申し上げましたように各学校一遍にはできませんので、一番早い学校として12月の頭ぐらいから試験運用ができればという風に考えております。今、その行程で進めております。どの学校も一度に事前調査もできませんので、まずは中学校あたりからという風に考えております。いずれにしても、ネット環境が整い、タブレット端末等を今年度末までには整備をいたしまして次の年からは活用できるという風に考えております。これはオンライン授業だけではなくて、一人一人最適化した授業を行うために活用をしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

有難うございました。

国の方ではデジタル庁とかという風な新設等の話もあるので、是非とも小・中学校生にはそういった環境を整えるということを早急に確実に実施していただくことを要望したいと思います。

次、4点目、今後、さらに新型コロナウイルス感染が拡大し、政府から休校要請があれば、また休校をするのでしょうか。国、県、一律でなく、多度津町教育委員会独自の判断で安全・安心、判断できれば、休校の必要性はないのではないのでしょうか、お伺いいたします。

教育長（三木 信行）

兼若議員の独自の判断での休校をしないことについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員からのご提案のように、教育委員会といたしましても今後、子供たちの貴重な学習機会や学校生活での体験をこれ以上失うことは是非とも避けたいと考えています。しかし、学園、園で教育活動を行うためには、子供たちの安全の担保が最優先となります。それと共に、子供たち、保護者、教職員にとっては、安全だけではなく安心も大切です。今後、もし国、県等から臨時休業の要請があった際には、医学的、公衆衛生的な見地からの指導や情報提供に基づき、本町、近隣市町、県内の感染状況等を踏まえながら、要請の趣旨を正しく受け止めた上で、町として主体的に決定をしていきたいと考えています。1学期の臨時休業等については、確かに県内ほぼ一律となりましたが、休業の終わりの時期、学年別での分散登校等については、各市町によっては若干の差異がありました。本町も5月25日からの給食を実施しての分散登校及びその前週の木、金に中3・小6で授業を行うなど、主体的に学校を再開した経緯もあります。今後も国や県の感染症対策を講じた学校運営の基準や近隣市町の感染状況の捉え方等を情報交換しながら、適正な教育活動の実施に向けて主体的に取り組んでまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

5点目です。

教員担任制導入について、多度津町はどのように取り組むお考えでしょうか、お伺いいたします。

教育長（三木 信行）

兼若議員の教科担任制の導入についてのご質問に答弁をさせていただきます。

小学校の教科担任制の導入の拡大については、子供の学力の向上や教員の負担軽減にとって有効であると考えています。現在、県教育委員会の施策として、少人数指導のために配置をされた加配教員を弾力的に運用して、英語科等の専科担当として活用することが可能になっており、本町でも積極的に運用することとしています。今後、議員のご指摘のとおり、専科指導のための教員配置の増員や小・中学校双方の教員免許取得を弾力化することにより、段階的に小学校高学年での教科担任制が拡大されるように県教育委員会に要望を続けたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、6点目です。

優秀な教員確保のためには、小学校の統廃合も大変有効な手段と考えますが、お伺いいたします。

教育長（三木 信行）

兼若議員の優秀な教員確保のための小学校の統廃合についてのご質問に答弁をさせていただきます。

学校の統廃合については、これまでの他市町の例から見ると明確なルールはありませんが、統廃合当初については、円滑な学校運営のために加配教員がやや増員されたり、教育力の維持向上のために市町が特に必要とする教職員の留任等に配慮がなされたりすることがあったように認識をしています。

ただ、これらは限られた単年度期間での配慮であると理解をしています。原則として、各学校の教員配置数は学級数により決まる定数配置数に少人数指導や生徒指導のための加配数を加えた配置数となります。

また、経験豊かで実績があるとされる教員の配置も各市町、各学校に公平、公正に配置されることとなっています。ただ、議員のご指摘のとおり、本町において将来的に小学校が統廃合すれば、町全体に配置をされる教職員の総数は管理職をはじめ当然少なくなります。そのことも踏まえ、統合された学校への人的な配置を手厚くする要望を県教育委員会に対し、要望をしていくことは可能であると考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただいまの答弁に再質問をさせていただきます。

多度津町では幼稚園の統廃合、小学校の統廃合については、諮問委員会の方で統廃合するという風な答申が出されております。それを踏まえて、こういう統廃合というのは、今までに何回も色んな場面でご答弁をいただいていると思いますが、すぐには結果は出ません。やはり、5年先、10年先になるかも分かりませんが、そういうことも踏まえて、優秀な教員確保のためには早めに統廃合をするというのが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

教育長（三木 信行）

兼若議員の優秀な教員を確保するために統廃合についてなるべく早期にというご質問等について答弁をさせていただきます。

まず、統廃合については、当然学校が少なくなる訳でして、多度津町自体としても学校運営については、いささか予算的なゆとりができるかもしれません。とすれば、県費負担教職員ではなくて、今、多度津町独自で任用している特別支援教育の支援員等のそういった人員とかスクールサポーター、そういった人的なところで充実させるという方法はあろうかと思っています。

県費負担教職員につきましては、先ほど申し上げたとおり、統合したそのあたりで配慮等がなされるだろうと思いますので、当然そのあたりは要望していきたくと思います。ただ、町職員の確保等につきましても、実は今、免許を持っている教職員が非常に不足をしているという現状があります。前もってこの先生がというのはなかなか難しい状況であります。例えば、色んなことでお休みになられた教員の代替の先生がすぐになかなか来ないという現状があります。県教育委員会の方も非常に苦勞をしている状況がありまして、制度があってもなかなか運用がうまくいかないということもございまして、そういったのも踏まえながら、統廃合に向けて学校が、園が充実していくように、多方面から考えてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次の質問に移りたいと思います。

多度津町の職員についてですが、現在、多度津町職員数は20年前は240名、現在は約190名と約50名ほど減少しております。

そこで、お伺いしたいと思います。まず1つ目、町職員で建築、土木、看護師、保健師等の国家資格保有者の資格名、人数が20年前、10年前、現在とどのように変化をしていますか、お伺いいたします。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の町職員の国家資格保有者の資格名と人数の変化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

20年前の平成12年度の国家資格保有者は、1級土木施工管理技士2名、2級土木施工管理技士4名、測量士補1名、二級建築士3名、保健師8名、看護師1名、幼稚園教諭17名、救急救命士4名となっております。10年前の平成22年度は、1級土木施工管理技士1名、2級土木施工管理技士5名、測量士補2名、二級建築士2名、保健師11名、看護師1名、社会福祉士1名、幼稚園教諭15名、救急救命士8名となっております。令和2年、現在の国家資格保有者は、2級土木施工管理技士5名、測量士補2名、保健師11名、社会福祉士2名、幼稚園教諭14名、救急救命士13名となっております。建築士、看護師につきましては、資格保有者の退職により、現在は資格保有者はおりませんが、必要人数に応じて会計年度任用職員として雇用させていただいております。

また、幼稚園教諭は20年前の17名から比較しますと少子化の影響もあり、3名減少しております。救急救命士につきましては、20年前の資格保有者4名から比較しますと、約3倍の13名が資格を保有しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問させていただきます。

建設課、産業課には、こういった専門的国家資格保有者がいれば、当然のことながら専門的な業務がスムーズに遂行され、また今後、新庁舎建設に関しても同様のことが言えると思いますが、そういった1級の建築土木関係、資格保有者についての途中採用等の予定はないのでしょうか、お伺いいたします。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の再質問に答弁させていただきます。

建築士等につきましては、今年度も二級建築士の有資格者の募集をさせていただきました。昨年度もさせていただきましたが、応募者がいない状況です。昨年度ぐらいから2～3年ぐらい前ぐらいから、建築士について中途採用とか、正職員でなく会計年度任用職員とか臨時職員等でも誰か資格保有者の方を採用できないかということで探しておりましたが、なかなかそういう人材がいない状況で、今年度になって会計年度任用職員で一級建築士の方を雇用することができております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2点目です。

国家資格を有する人材の採用、また現職員が積極的に取得できるような環境づくりが必要だと思います、現在の職員数では仕事量が多く、資格取得の時間や気持ちに余裕がないように感じられますが、今後、職員数を増やす等の対策が必要ではないでしょうか、お伺いいたします。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の国家資格を有する人材の採用や職員が資格を取得できる環境づくりの必要性、職員数を増やす等の対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

国家資格を有する人材の採用につきましては、必要人数に応じて職員募集を行っております。保健師や幼稚園教諭につきましては、募集人数に応じて採用することができておりますが、二級建築士の受験資格を有する人材につきましては、募集は行うものの応募がない状況にあります。

また、救急救命士につきましては、従来より消防職員が資格取得に努めておりましたが、令和元年度からは有資格を採用条件としての募集も行っており、今年度も実施しております。団塊世代の職員の大量退職や行政改革による採用抑制によって、現在の職員数は189名となっており、20年前の職員数240名、10年前の職員数198名から大幅に減少している状況です。

また、行政サービスの多様化や権限移譲により、職員1人当たりの業務量や困難な業務が増加しております。行政サービスの水準を維持していくことや現在の職員への負担を軽減するため、計画的に職員を採用して職員の年齢構成の平準化に努めているところですが、若年人口の減少や官民ともに人材不足のため、計画どおりに採用することが難しくなっております。毎年、大学などに直接採用試験について連絡したり、実際に学校へ行って就職担当者にお問い合わせに行ったりしておりますが、応募者数の増加には至っておりません。今後は、有能な人材の確保や採用試験の応募者の増加に繋がる対策の検討を行い、職員が働きながら資格取得の時間や気持ちがあがるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて魅力ある職場づくりを行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁の中に、行政サービスの多様化や権限移譲により職員1人当たりの業務量や困難な業務が増加しているとのことでしたが、これを理由として退職される職員がいないのでしょうか、お伺いします。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

業務量が増えたことや困難な業務が増えたことによって退職したという職員は、今のところおりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

私ども専門職という人材をできるだけ採用していただき、多度津町が発注する案件については業者主体でなく、そういった専門職主体で事を進めていただけるように、切に要望したいと思います。

多度津町は先日の台風10号の影響というのは大きな災害もほとんどなく、住みやすい土地柄だと感じました。住みやすいだけでなく、働きやすい多度津町、また優しさが溢れる町多度津でありたいと思います。これらをPRして人口増加に繋げていただきたいと思います。

一般質問を終わりたいと思います。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって4番 兼若 幸一 議員の質問は終わります。

次に、11番 隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

11番 隅岡 美子でございます。順次一般質問をさせていただきます。一

問一答方式でよろしくお願ひいたします。

1. コロナ対策について、2. お悔やみの手続をワンストップについて、3. 防災関係について、3点について質問をさせていただきます。

1点目の質問は、コロナ対策についてであります。

コロナ禍の中で、国において国民1人当たり一律10万円の特別定額給付金が支給され、8月25日をもって終了しました。

そこで、総務課長にお尋ねをいたします。

質問です。特別定額給付金について、総括をお願いいたします。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の特別定額給付金の総括についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和2年4月20日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることとなりました。

本町では、オンライン申請は5月8日から受付を開始し、郵送申請は5月18日から給付対象である世帯主宛てに申請書を発送し、申請いただいたものから順次受付を開始いたしました。申請書を発送した直後は、多くのお問合せや申請に対応できるよう、広報やホームページによる周知に加え、コールセンターや専用窓口を設置いたしました。特別定額給付金の施策の目的を達成できるよう、迅速な給付に努めた結果、給付を開始した5月22日から約半月後の6月10日の給付をもって給付対象である1万954世帯の90.7%に当たる9,938世帯に給付することができました。

また、給付を希望する方に確実に申請を行っていただくことが重要であるため、未申請の方に対し申請を促す勧奨通知を送付いたしました。未申請の方のうち、障害者の方や高齢者の方など申請に当たり配慮が必要と思われる方につきましては、福祉部局との連携のもと、町社会福祉協議会や入所施設の管理者、ご家族などにご協力をいただき、申請を支援できるよう努めてまいりました。非接触や3密回避が求められるコロナ禍において、郵送やオンラインによる申請、口座振込による給付という手法で事業を遂行しましたが、住民皆様のご協力をいただき、最終的な給付実績は全体の99.7%に当たる1万918世帯となりました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

詳細なご答弁で、有難うございました。また、この申請に当たっては、色々な創意工夫をしながら、また昼夜分かたず、職員の皆様方には献身的な仕事をしていただき、改めまして心から敬意を表したいと存じます。

一つ質問がございます。36世帯の方が未申請ということでございますが、どのような理由が考えられるでしょうか。推測だとは思いますが、ご答弁の方をよろしくお願いいたします。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

36世帯の方が未申請ということでございましたが、中には連絡なく辞退された方もおられると思いますし、そういう辞退する旨の電話連絡等をいただいた方もいらっしゃいます。それから、外国人の方などで所在が不明で、町からお送りした申請書自体が到達しなかったという事例もございます。そういう方も含め、それ以外については理由等、分かっていないものも36件のうち20世帯程度はその理由については、分からないという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

また、この臨時特別給付金の作業に当たりまして、多くの世帯の方々の詳細な情報、情報は既に分かっているとは存じますが、色々なケース・バイ・ケースで、この人はこういう状態であったということが、逐一このたびの申請によって分かったんじゃないかなと私は推測をしておりますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

それぞれの世帯の方の状況というものは、ほとんど郵送で送られてきた部分については、もう機械的に処理をするだけでございました。福祉部局、高齢者保険課とか健康福祉課を通じてお願いした部分については、直接総務課の方で状況を把握するというよりは、未申請の方で高齢者保険課なり健康福祉課での対応されている方があるかないかを確認させていただいて、両課で対応している部分については、町社協とか入所されている施設等に連絡を取っていただいてという手順で申請を勧奨したところでございますので、私の方で個別の状況については詳しく把握はできておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

新型コロナウイルス感染拡大において、妊婦さんは妊娠中は自身の感染不安やお腹の子供への影響などの不安を戦い、出産時には病院側の新型コロナウイルス対策で付添いもなく、一人で頑張って産んでいます。また、出産後も配偶者や家族との面会も制限されます。

新型コロナウイルスの影響がある中で、様々な不安を抱えながら出産、育児をする親を応援するために、国の特別定額給付金支給の対象外になった新生

児に対し、支給する制度でございます。支給対象は、今年4月28日から来年4月1日までに生まれた子供が対象でございます。

そこで、町長にお伺いいたします。

これについての町のお考えをお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の特別定額給付金対象外となった新生児を対象とする支給についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、特別定額給付金の支給対象の基準日は4月27日であったため、4月28日以降に出生した新生児につきましては対象外となっております。コロナ禍における妊娠については、出産への不安に加え、感染不安や出産後の育児等について多くの不安を抱えられておられます。また、出産後も感染防止対策を講じながらの育児に大変ご苦労されておられます。このような妊産婦を応援するため、特別定額給付金の対象外になった新生児に対し、独自の給付金を支給する事業を県内でも複数の市町が実施または予定されております。

本町におきましても、他市町の動向を踏まえながら、特別定額給付金の対象外となった新生児に対する給付金の支給に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

ご答弁にもございましたように、給付金の支給に向けてこれから検討してまいりたいと考えておりますと町長よりご答弁をいただきました。ならば、検討していくのであれば、どのように検討していくのか。また、今後の予定などをお聞かせいただけたらなと思います。町長、よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

少し答弁が舌足らずだったところは、お許しを願いたいと思いますが、今私が申し上げましたのは、前向きに実施に向けての検討ということでありますので、実施をする上においてどのようなことが必要なのか、またそのことを検討するということでもありますので、実施するということに向けての話であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

本当に前向きなご答弁、有難うございました。たくさんの方々から、本当に給付して欲しいという要望、また、ご意見を頂戴しております。また、本

町におきます新生児の出生人数でございますが、健康福祉課にお伺いたします。過去5年ぐらい前から出生人数をお知らせ下さい。よろしく願いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の再質問にご答弁させていただきます。

過去5年前からの数字はちょっと持ち合わせておりませんが、昨年度の令和元年度の出生数は146名でございます。近年、10名から20名程度減少してきているように思います。平成29年、30年あたりは160～70いらっしゃるかと思います。正確な数字については持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。年間140から150ぐらいの出生人数でないかなと理解をしております。県内でも複数の市町がこの給付金の事業実施を予定をされておるということで、4市2町で6自治体がされておると聞いております。それと、これは教育課長に要望でございますが、よろしく願いいたしたいと思っております。些細なことではございますが、2点ほどあります。

1点目は、先生が教壇で教鞭を執られる時、児童・生徒は机の前に座ってマスクをしております。先生もマスクをして教鞭を執っておりますけれども、その前にこういったアクリル板を設置して欲しいという住民からの要望をいただきました。それについてご見解をお願いいたします。

議長（村井 勉）

隅岡議員、通告外の部分になっておりますので。

議員（隅岡 美子）

失礼しました。

議長（村井 勉）

検討しておるんだったら、教育課長、ちょっと答弁してくれますか。

教育課長（竹田 光芳）

隅岡議員のご質問に答弁をさせていただきます。

教室の教壇の上にアクリル板の設置についてのご要望とお伺いたしました。正直申し上げまして、学校からの要望はこちらの方には上がって来ておりません。逆に、子供から見てこのアクリル板が例えば黒板を見るために見にくいとかという話は正直お聞きしたことがございます。その効果も、教育委員会の方ではまだ調べてございませんので、要望があったりとか効果を確かめて、設置が必要であれば設置に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

大変失礼をいたしました。ご答弁有難うございました。

2点目の質問に入ります。

2点目の質問は、お悔やみの手続をワンストップについてであります。

私が市民相談で受ける意見や要望の中で、葬儀後の役場での手続のワンストップ化を求める意見が多く寄せられています。遺族においては、心痛の最中で多くの手続をしなければなりません。遺族の負担を軽減するため、また窓口での細やかなサポートを行うことは大切なことです。

そこで、お尋ねをいたします。

質問です。多度津町で各担当課においてどのような手続が必要なのか、現状についてお伺いいたします。これは住民課長にお伺いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

隅岡議員の各担当課においてどのような手続が必要なのかのご質問に答弁をさせていただきます。

住民の方が亡くなられた際は、住民環境課、高齢者保険課、健康福祉課、税務課において、ご遺族の方には各種手続を行っていただく必要がございます。必要な手続といたしましては、住民環境課においてマイナンバーカードや印鑑登録証の返却、また住民票における世帯主変更の手続を行っていただいております。高齢者保険課においては、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の被保険者証の返還、葬儀費の申請、年金の未支給分等の請求手続など。また健康福祉課においては、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の資格喪失や変更手続及び乳幼児医療、独り親医療、心身障害者等医療受給者証の返却や資格喪失の変更手続及び障害者手帳の返却、障害者福祉年金の資格喪失手続などを行っていただいております。最後に税務課での手続につきましては、原動機付自転車を登録されていた場合、廃車若しくは名義変更等の手続が必要となります。なお、固定資産税や住民税及び保険料等の納付や還付等につきましては、後日、相続人の方宛てに通知をお送りしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

大変詳しい説明でございました。有難うございました。

少なくとも、4つの課を回らなければなりません。手続も大変多うございます。そういった心痛の中でございますので、何分スムーズにはなかなかいかないのであります。また、手続に手間取ったり、分からないことが多いので、大変苦勞されておると聞いております。また、まんのう町にお伺いしま

すと、まんのう町では、その方が手続きに来られた来庁者がその一つの課で留まっておいて、各それぞれの課の職員がそこへ来ると。だから、来庁者は動かなくていいということをお伺いいたしました。それも一つの住民サービスの一環でないかなと、このように思っております。私もなかなか手続の方が手間取りまして、大変苦勞したのを覚えております。また、その点もよろしくお伺いいたします。

次の質問です。

また、必要書類や担当課がまとめられたガイドブックなどを作成しているのかお伺いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

隅岡議員の必要書類や担当課がまとめたガイドブックを作成しているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、住民の方が亡くなられた際の手続の流れからご説明をさせていただきます。

最初に、住民環境課に死亡届を提出していただいた届出人の方に、埋火葬許可証をお渡ししておりますが、その際に死亡に伴う手続についてのお知らせという案内文書を一緒にお渡しをしております。本町では、ご遺族様向けのガイドブックは作成をしておりますが、この案内文書に各種手続名とそれぞれの担当課名及び必要書類の一覧を記載しております。ただ、亡くなられた方の状況ごとに必要な手続も異なりますので、住民環境課職員が該当する必要な手続についてチェック印をつけた上でお渡しし、ご遺族の方が来庁された際には、この案内文書を参考に各種手続を行っていただいております。隅岡議員が先ほど述べられたとおり、ご遺族の方にはご心痛の最中であっても各種手続が負担とならないよう、住民の方に寄り添い、丁寧かつスムーズに手続を進めていただけるよう、今後も職員一同心掛けてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

4課を回るということに非常に負担が重いように私は感じておりますので、すぐにはいかないと思います。やはり徐々に、今、ガイドブックなどを作成しているということで、埋火葬許可証のときに死亡に伴う手続についてのお知らせという案内文書も一緒にお渡ししているということでございますが、その案内文書については分かりやすく、簡単明瞭に誰でも分かるような文書になっていきますでしょうか。よろしくお伺いいたします。葉的な簡単なものでも結構かと思うんですが、その点お伺いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

住民環境課の方でお渡ししている書類につきましては、この書類でございます。少し見にくいですが、基本的に課ごとに分類して、亡くなられた方の状況に応じた必要な手続、これが簡単に分かるようにまとめられています。先ほど答弁させていただいた中にもありましたが、全てが該当するとは限りませんので、住民環境課の職員の方が該当するものについてチェックをさせていただいて、ご遺族の方にご説明をさせていただいております。私どもといたしましては、見やすい案内書となっておりますと思っております。今後、ご意見等ございましたら、またこの案内文書の方もより見やすいものに改良していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。

これもすぐにはなかなか変えるということは、難しいかと私は推測をいたします。先進地、お悔やみ窓口をワンストップでとしている自治体もございますので、その辺のところも参考にしながら、是非町民ファーストで、住民の方が便利で本当に窓口で迷うことなく手続が行えますよう要望いたします。よろしく願いいたします。

最後の3点目の質問に入ります。

3点目の質問は、防災関係についてであります。

9月1日は防災の日です。これに合わせて、県の防災士、DMAT、自治体の職員等による防災訓練が実施されました。

質問です。訓練の内容についてお伺いいたします。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の防災の日に合わせて実施された訓練の内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

去る8月30日に、令和2年度香川県総合防災訓練が開催されました。この訓練は、県が毎年、各市町と共催で9月1日の防災の日に合わせて実施しているもので、防災関係機関の連携強化を図るとともに、自主防災組織の育成強化や県民の防災意識の一層の高揚を図ることを目的としています。

今年は本町との共催でしたが、本町には会場に使用できる広大な土地がないため、県消防学校を主会場、高見島をサテライト会場として訓練を実施いたしました。訓練には新型コロナウイルス感染症対策のため、参加者を限定した上ではありますが、39の関係機関からの参加がありました。町関係では、堀江学園台自主防災会を中心とした避難訓練や避難所運営訓練、高見島における住民の陸上自衛隊・海上保安署によるヘリ・船舶による島外への避難搬

送訓練、町消防団などによる緊急情報の伝達訓練、町消防本部及び町消防団による倒壊家屋救出訓練や消火訓練、本町の2次物資拠点への支援物資物流訓練などの住民参加型の訓練を実施いたしました。また、県が協定を締結しています民間事業者による道路やライフラインなどの復旧訓練、医療従事者による医療救護訓練の実施や陸上自衛隊、航空自衛隊などの参加もあり、総合的な防災訓練となりました。訓練全体が新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での実施となりましたが、自主防災組織における避難所設営訓練につきましては、検温や手指消毒、体調チェックシートの記入などの感染症対策を含めた訓練となったことでより現実に即したものとなり、参加団体にとりましては得難い経験になったものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

詳しい説明でございました。

テレビを見ておりますと何回か多度津町がアップで映っておりまして、この日は、8月30日は多度津の町婦人連絡協議会においても非常食作りということで、バスで現地へ作りに行くという風に予定をされておりましたが、コロナ感染拡大のためにあえなく中止になったということで、非常に残念な思いがいたしました。

その中で、訓練の中に今、ご答弁の中にありましたように、避難所設営訓練についても色々と訓練をしたという風に縷々書いてあります。今まで私も色々とコロナ感染対策によります避難所運営について、6月議会の時も質問をさせていただいたところでございます。それで、今まで質問の方が私もしてなかったように思うんですけど、このコロナ禍において、対策において、アレルギーを持った子供さんについての避難所ではどのような運営になるかについて少しお伺いしたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

議長（村井 勉）

これも一応通告外に入っていくよるんで。答弁できますか。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員のアレルギーを持ったお子さん等の避難所への避難ということでございますが、災害の備蓄品の中にアレルギーの対応の食品等があるかないかということは、恐らくないのではないかと。確かな答弁ができませんけれども、まず一義的にはご家族の方で準備していただくということが肝要でないかなと思います。色んな食品や飲物について避難所で準備するということは、なかなか難しいところだと思いますので、できる限りの対応をしていきたいと思っておりますけれども、今後またどういった形での対応ができるか検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

質問ではないんですが、アレルギーを持った子供さんについての避難所はどのようにするかということで、最近ラジオを聞いておりました、すごくためになったので、こういう方法もあるんだということでした。避難所の備蓄品については、アレルギーを持った子供さんは食べられません。やはり、第一に総務課長が言われましたとおり、家庭での準備が第一でございます。災害発災害時には、家庭でのアレルギーの食品を、さあ持っていこうということには、慌てふためいているのでなかなかそういう行動は取れないかも分かりません。そこで、何もこの子がアレルギーを持った子供さん、何のアレルギーか分からないというそういった現状の中で、子供さん本人にプラカードと言いますか、首から下げてもらって、私は卵、牛乳、ソバにアレルギーを持っていますとか、魚のアレルギーがありますとか、色んなそういう風なのを個々に書いていただいて、それを首から下げるといこと、そういう風なのをしたらいいんじゃないですかというそういった内容の配慮が必要であるということで、ラジオの中で言われておりましたので、これはなかなかいいことだなと思いました。

議長（村井 勉）

隅岡議員、これは防災訓練とはちょっとかけ離れとると思うんで。

議員（隅岡 美子）

済みません、じゃあ次の質問に行きます。

防災ラジオについてお伺いいたします。よろしくご答弁のほどをお願いいたします。

議長（村井 勉）

防災ラジオ。読むんでない。

議員（隅岡 美子）

上がっています。失礼しました。

防災ラジオは、防災・行政情報を自動で受信し、大切な情報を聞き逃すことがないように、全てのラジオに聞き直し機能がついているのが特徴です。また、聴覚障害者用は音声で文字がディスプレイに表示されるものがあると聞いております。災害時において、高齢者や障害者をはじめとする町民の命を守る観点、また災害時の緊急情報などを迅速かつ確実に伝えるために全世帯への防災ラジオ全戸配布を早期に実現していただきますようよろしくお願いいたします。

そこで、お伺いいたします。

質問です。このような取組は必要と考えますが、町のお考えをお伺いいたし

ます。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の防災ラジオ全戸配布の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

防災ラジオや戸別受信機につきましては、平成27年度に防災行政無線を整備した際に検討いたしました。全世帯に配布する場合、概算で3億円と高価であったこと。さらに工事においてアンテナ設置工事が必要な場合があることなどにより、導入を見送った経緯があります。しかし、近年の台風などの災害時に、防災行政無線による放送内容が聞き取れない等などの意見があることから、昨年度に留守録応答装置を利用した防災行政無線放送内容確認ダイヤルを構築し、災害時に直近の放送内容を再度聞くことができるよう整備し、広報やホームページにおいて既に周知しているところであります。また、携帯電話やスマートフォンなどでの緊急速報メールの通知や県が導入しております「香川防災ウェブポータル」、「香川県防災ナビアプリ」などを活用することにより、災害に係る様々な情報を得ることができます。住民皆様がこのようなツールを利用して必要な情報を収集できるよう、インストールの方法を含め、周知方法を検討し、引き続き周知啓発に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

今、総務課長のご答弁の中にこのような文章がございます。しかし、近年の台風等の災害時に、防災行政無線による放送内容が聞き取れない等の意見があることから、昨年度に留守録応答装置を利用した防災行政無線放送内容確認ダイヤルを構築し、災害時に直近の放送内容を再度聞くことができるよう整備をしたということですが、防災行政無線が聞き取れないという意見があったことからこのようにしたということの意味に取っているんですけど、なぜ防災行政無線が聞き取れない時に、防災行政無線を聞き取れるように何か方策など講じたのでしょうか。そこをちょっと伺いたします。この文章ではちょっとそこが読み取れませんので、お願いいたします。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

防災行政無線が聞き取れない状況というのが、全く聞こえないのではなくて、聞こえているけれども内容が把握できないというような状況であると考えられます。そういった際に、この内容確認ダイヤルから直近の内容が再度聞き取れるということがございます。なお、防災行政無線で放送している内

容につきましては緊急情報メール等で同時に配信もされますので、そういった防災行政無線だけでなく、そういう情報も活用していただいて防災行政無線の内容を把握していただけたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

質問です。

防災行政無線放送内容確認ダイヤルの説明を分かりやすくお願いしたいんですが、総務課長、よろしく願いいたします。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

済みません、ダイヤルの番号はちょっと今、頭にありませんが、そこへ電話していただくと留守番電話と同じような要領で、かけた時に防災行政無線の内容が聞こえてくるというような内容でございます。よろしいですか。

議員（隅岡 美子）

その内容というのは、質問です。恐らく町行政情報はもちろんのことですよ。まんのう町で言えば、まんのう町は行政防災ラジオでなくて、オフトークという有線で流れてくる放送を全戸に配布ということで貸与しているそうでございます。これは町行政情報はもちろんのこと、お悔やみ情報、そしてラジオ体操等が、音楽が流れてくるそうでございます。こういったことで、こちらから電話して情報を留守電を聞くというんですかね、そういった内容で説明ございましたように、ちょっとこういうこともお考えの中に入れていただいて、また最初3億円ということでしたが、しっかりとまたご協議をしていただきますようよろしくお願いいたします。これについてご答弁をお願いいたします。

総務課長（神原 宏一）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほどのまんのう町の事例のような設備を整備するとなると、金額的なものははっきり分かりませんが、相当高額なことになって来ようかと思えます。災害時の情報の収集につきましては、現在では携帯電話とか、それからパソコン等からの情報収集が色々できるような状況になっておりますので、情報弱者にならないために住民の方に情報の収集の仕方とかそういう部分を能動的に情報が収集できるように町としてもサポートしていったり、そういう部分での啓発等を行って行って、災害時に確実に住民の皆様に情報が届くような仕組みにしていけたらと思います。

それから、先ほどのダイヤルですけれども、33の1111がその番号でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。

災害はいつ起こるか分かりません。70から80%の確率で起こると言われております。やはり、必要な情報を確実に正確に早く受信ができるように、色々と高齢者も含め、障害者も含め、町民ファーストでくれぐれもよろしく願いしたいと思います。

これで11番、一般質問を終わらせていただきます。ご答弁有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって11番 隅岡 美子議員の質問は終わります。

これにて本日の一般質問を終了いたします。

次回は11日、午前9時より一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会いたします。長時間お疲れでございました。

散会 午後4時27分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和 2 年 9 月 9 日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局 長

書 記